

(案)

第5期松山市 地域福祉計画
地域福祉活動推進計画

このまちのえがおプラン

令和6年度～令和10年度
(2024年度) (2028年度)

地域発！
福祉パワーで
まちづくり

この計画書を手に取られた方へ

「福祉活動なんて私には無理だ」と思っていないですか？
いいえ、福祉（ふくし）は特別なことではありません。
あいさつを交わすことも、子どもや高齢者を見守ることも、だんのらしをあわせにする
立派な福祉です。ぜひ裏表紙もご覧になってください。

松山市

社会福祉法人
松山市社会福祉協議会

— もくじ —

第1章 松山市について

1. 松山市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 松山市の基礎データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 地域福祉の考え方

1. 地域福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 地域共生社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 重層的支援体制整備事業について・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. SDGsについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 地域圏域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
6. 支えあいのイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 第5期計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 松山市社会福祉協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6. 計画の根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 地域福祉推進に向けた取り組み

1. 第4期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の成果と課題・・・ 26
2. 第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の体系・・・ 32
 - (1) 基本理念と個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 目標の方針と方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3. 現状と今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - 目標1 支えあいの心を育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - 目標2 みんなが主役になれる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - 目標3 丸ごと支援のしくみづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - 目標4 福祉サービスの向上と適切な利用の促進・・・・・・・・・・・・・・ 64
4. 成果指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

第1章

～松山市について～

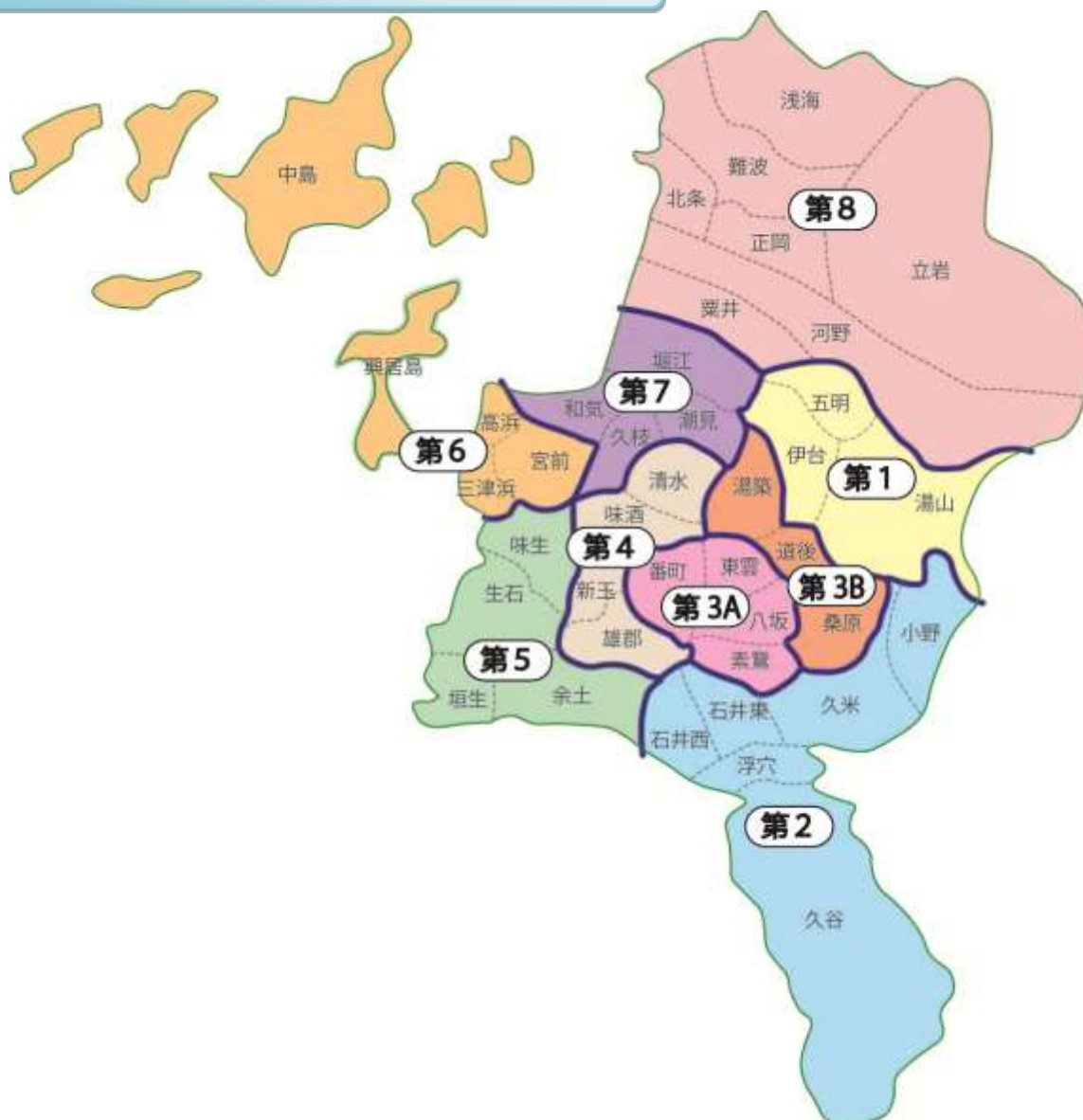
1. 松山市の概況

瀬戸内の温暖で穏やかな気候に恵まれた松山市は、瀬戸内海に浮かぶ忽那諸島から高縄山系の裾野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がっています。松山城や道後温泉本館など歴史的な資源を有し、約 1,200 年の歴史をもつ「お遍路」などの豊かな文化を継承しています。明治 22 (1889) 年の市制施行以来、政治・経済の中心都市として成長し、また、俳人正岡子規をはじめ多くの文人を輩出する等、地方文化の拠点としての役割を果たしてきました。

このように、温暖な気候と豊かな歴史・文化に恵まれた環境の中で、「おもてなしの心」や「お互い様、おかげ様」という特有の気質が育まれています。

市内には約 1,000 カ所の自治会・町内会があり、地区社会福祉協議会・地区民生児童委員協議会が活動する日常生活圏域として 40 地区に分かれています。地区より広い圏域としては、隣接する複数地区でブロックを形成し、市内を 9 ブロックで構成しています。その他、まちづくり協議会の地区割りや、ブロック圏域に近い地域包括支援センターの圏域などを有しています。

日常生活圏域（地区）とブロック



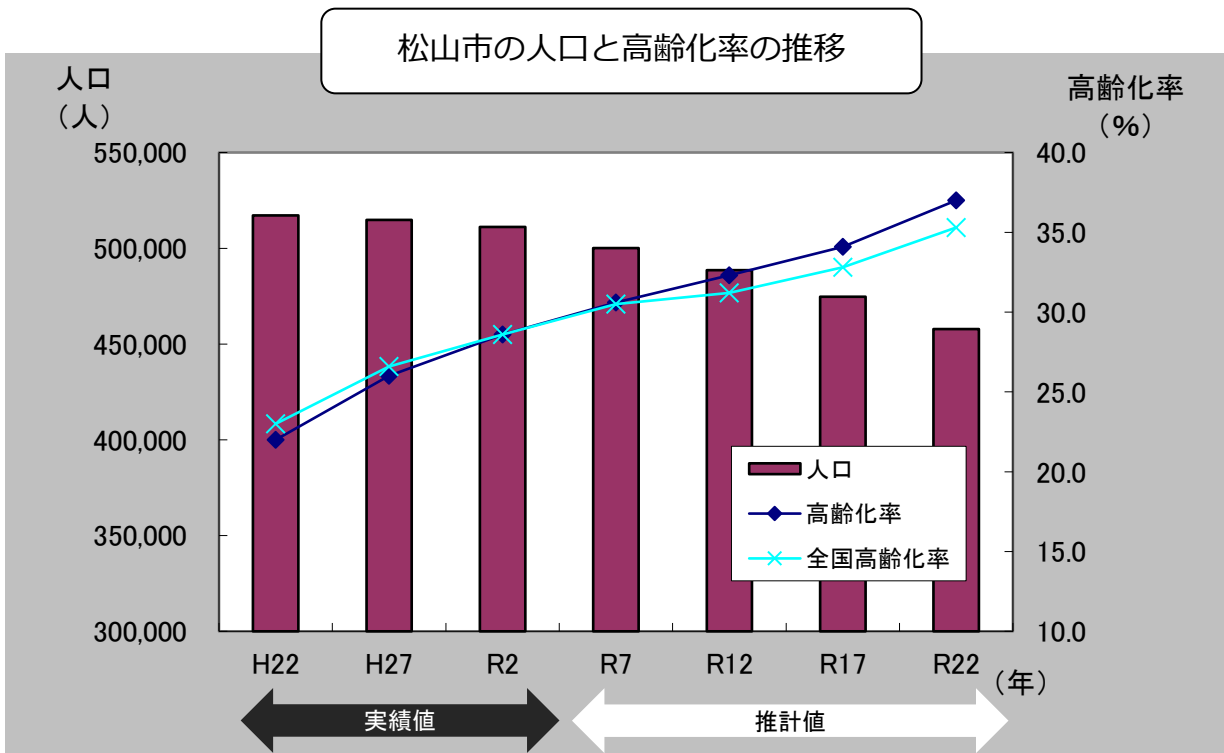
掲載している数値について、近日中に最新データが公表される予定があるため、計画策定までに反映します。

2. 松山市の基礎データ

①人口と高齢化率の推移

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
人 口 (人)	517,231	514,865	511,192	500,149	488,588	474,645	457,842
65 歳以上の 高齢化率 (%)	22.0	26.0	28.6	30.6	32.3	34.1	37.0
全国高齢化率 (%)	23.0	26.6	28.6	30.5	31.2	32.8	35.3

※ 出典：令和 2 年までは総務省「国勢調査」、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」



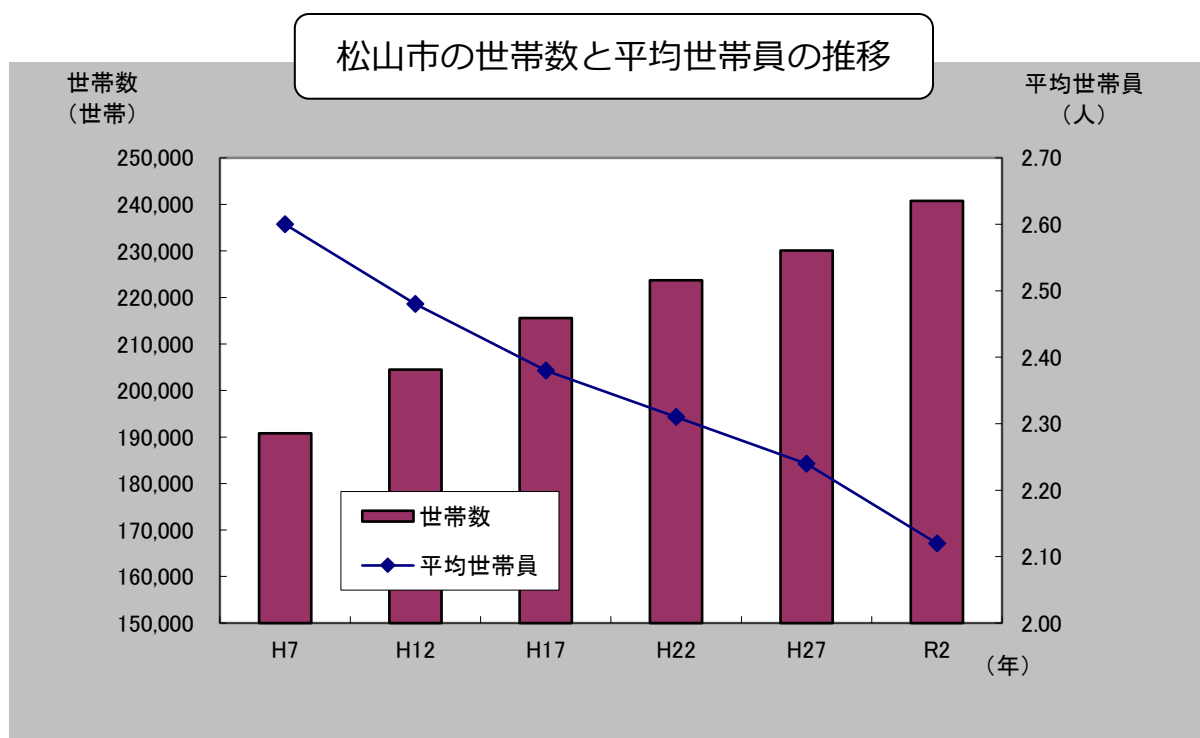
- 松山市の人口は令和〇〇年に 50 万人を下回り、減少する傾向にあります。
- 高齢化率 (65 歳以上の総人口における割合) は、全国平均と同様に年々上昇しています。
- 令和 5 年〇〇月の松山市推計人口は、〇〇〇人です。

②世帯数と平均世帯員の推移

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
世帯数 (世帯)	190,787	204,500	215,591	223,717	230,058	240,734
平均世帯員 (人)	2.60	2.48	2.38	2.31	2.24	2.12

※ 出典：総務省「国勢調査」

※ 平成 12 年以前は、旧北条市、旧中島町の人口を含む。



○平均世帯員は、年々減少傾向にあり核家族化が進行しているといえます。

○令和 5 年〇〇月の推計世帯数は〇〇〇世帯、平均世帯員は〇〇〇人です。

③合計特殊出生率の推移

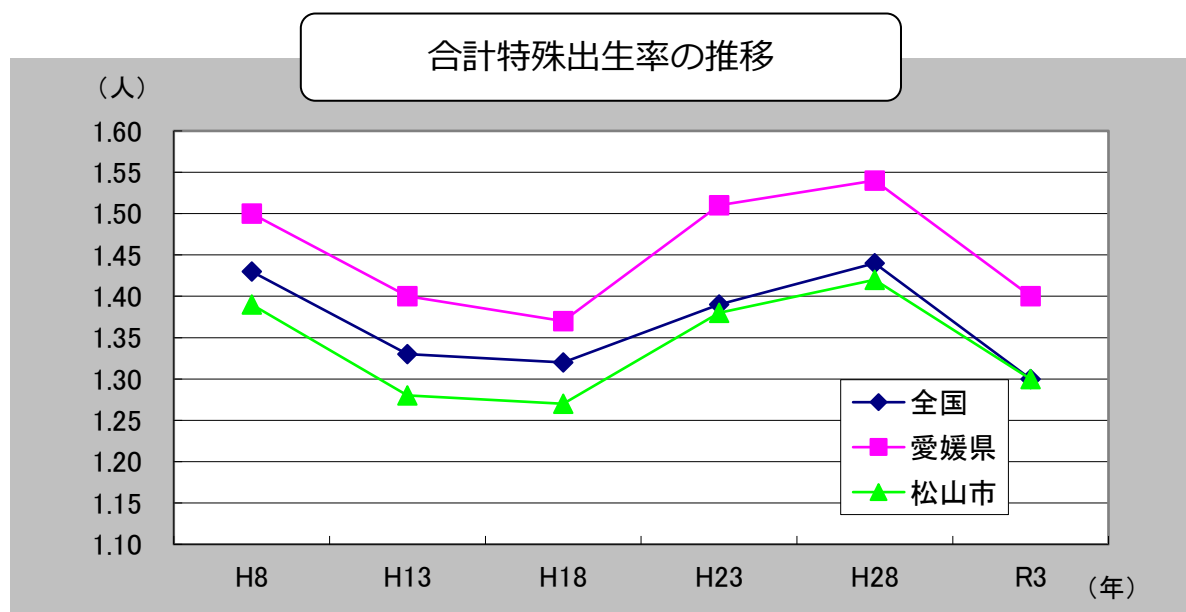
(単位：人)

	平成 8 年 (1996 年)	平成 13 年 (2001 年)	平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 3 年 (2021 年)
全 国	1.43	1.33	1.32	1.39	1.44	1.30
愛 媛 県	1.50	1.40	1.37	1.51	1.54	1.40
松 山 市	1.39	1.28	1.27	1.38	1.42	1.30

※ 出典：全国及び愛媛県の数値は厚生労働省人口動態統計、松山市の数値は松山市保健所人口動態統計

※ 合計特殊出生率は、「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※ 平成 13 年以前は、旧北条市、旧中島町の出生率を含まない。



○松山市の合計特殊出生率は、平成 17 年が最低で 1.22 でした。その後、全国平均と同様に増加傾向にありましたが、平成 28 年以降は再び減少に転じ、少子化傾向にあります。

④障害者手帳（身体・知的・精神）交付者数の推移

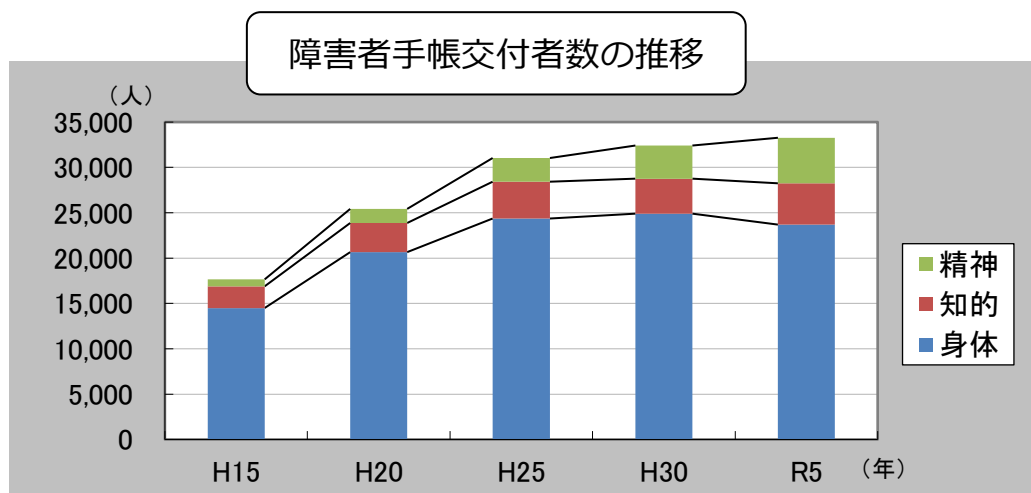
（単位：人）

	平成 15 年 (2003 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 5 年 (2023 年)
身体障がい者	14,500	20,677	24,360	24,904	23,695
知的障がい者	2,394	3,209	4,051	3,859	4,551
精神障がい者	764	1,557	2,617	3,657	5,028

※ 4月1日現在（精神障がい者は3月31日現在）

※ 出典：身体障がい者（視覚、聴覚障がい者を含む。）、知的障がい者・・・障がい福祉課
精神障がい者・・・保健予防課

※ 平成 15 年は、旧北条市、旧中島町の交付者数を含まない。



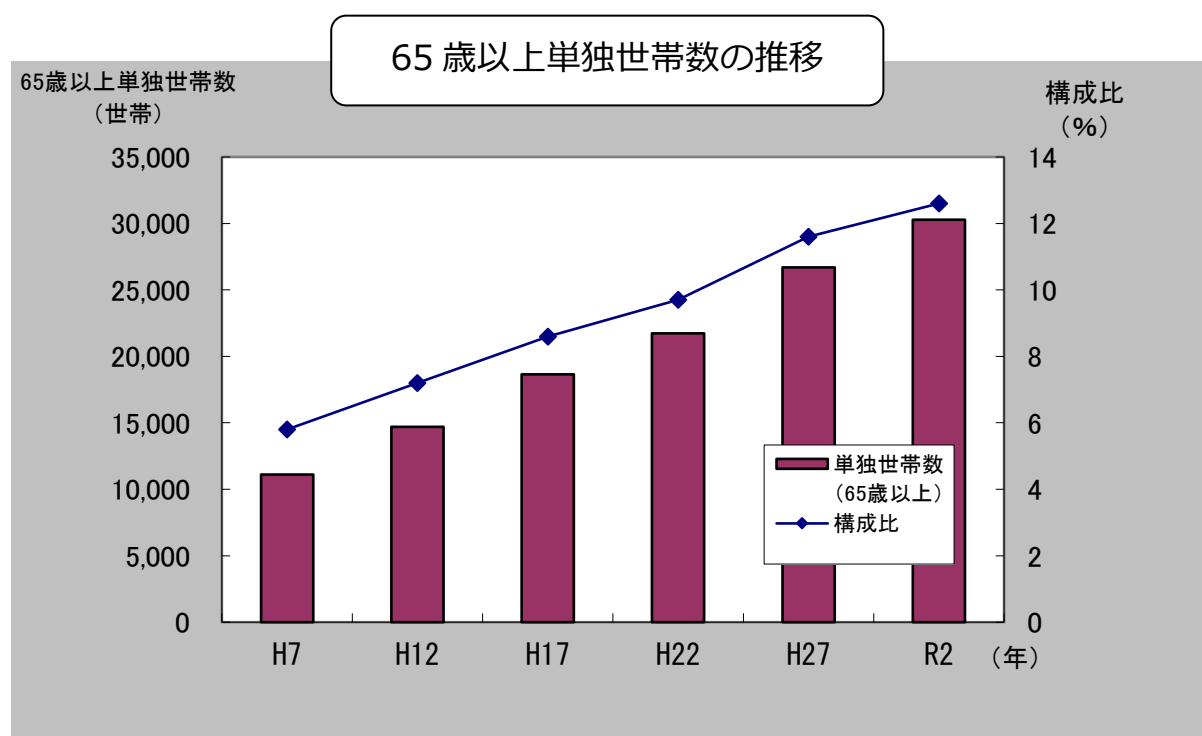
○身体障がい者は 24,000 人前後で推移していますが、知的障がい者及び精神障がい者は増加しています。

⑤ 65 歳以上単独世帯数の推移

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
65 歳以上 単独世帯数 (世帯)	11,116	14,688	18,646	21,731	26,681	30,286
全世帯数に 対する構成比 (%)	5.8	7.2	8.6	9.7	11.6	12.6

※ 出典：総務省「国勢調査」

※ 平成 12 年以前は、旧北条市、旧中島町の人口を含む。



○65 歳以上の単独世帯数（独居高齢者）は年々増加傾向にあり、全世帯に対する構成比率も高くなっています。

○令和 5 年〇〇月の 65 歳以上の単独世帯は〇〇〇世帯、全世帯に対する構成比率〇〇%です。

⑥要介護等認定者数の推移

(単位：人)

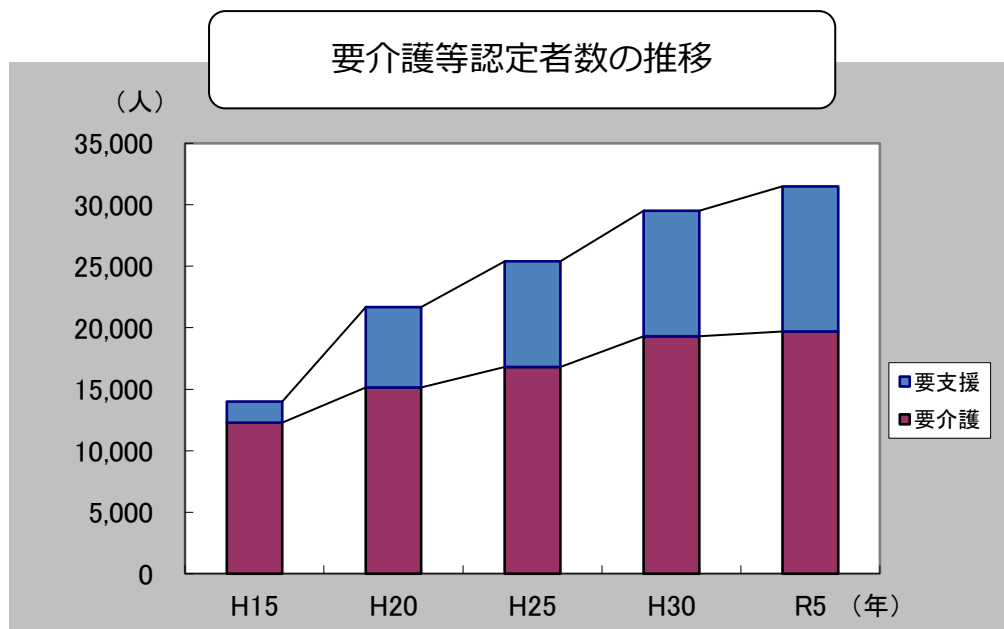
	平成 15 年 (2003 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 5 年 (2023 年)
要介護認定者数	12,285	15,144	16,812	19,312	19,696
要介護 1	5,421	4,194	5,134	6,366	6,777
要介護 2	2,249	3,303	3,262	3,874	3,827
要介護 3	1,270	2,733	2,607	3,278	3,238
要介護 4	1,545	2,330	2,720	3,000	3,325
要介護 5	1,800	2,584	3,089	2,794	2,529
要支援認定者数	1,713	6,528	8,590	10,210	11,807
要支援 1	—	2,822	4,772	6,190	7,785
要支援 2	—	3,706	3,818	4,020	4,022

※ 3月31日現在

※ 出典：介護保険課

※ 平成 15 年は、旧北条市、旧中島町の認定者数を含まない。

※ 平成 18 年度から、法改正により要介護 1 相当の状態にある方を要支援 2 と要介護 1 に分類



○平成 12 年の制度創設以降、高齢者人口の増加に合わせ要介護・要支援共に年々増加しています。

⑦生活保護受給世帯数等の推移

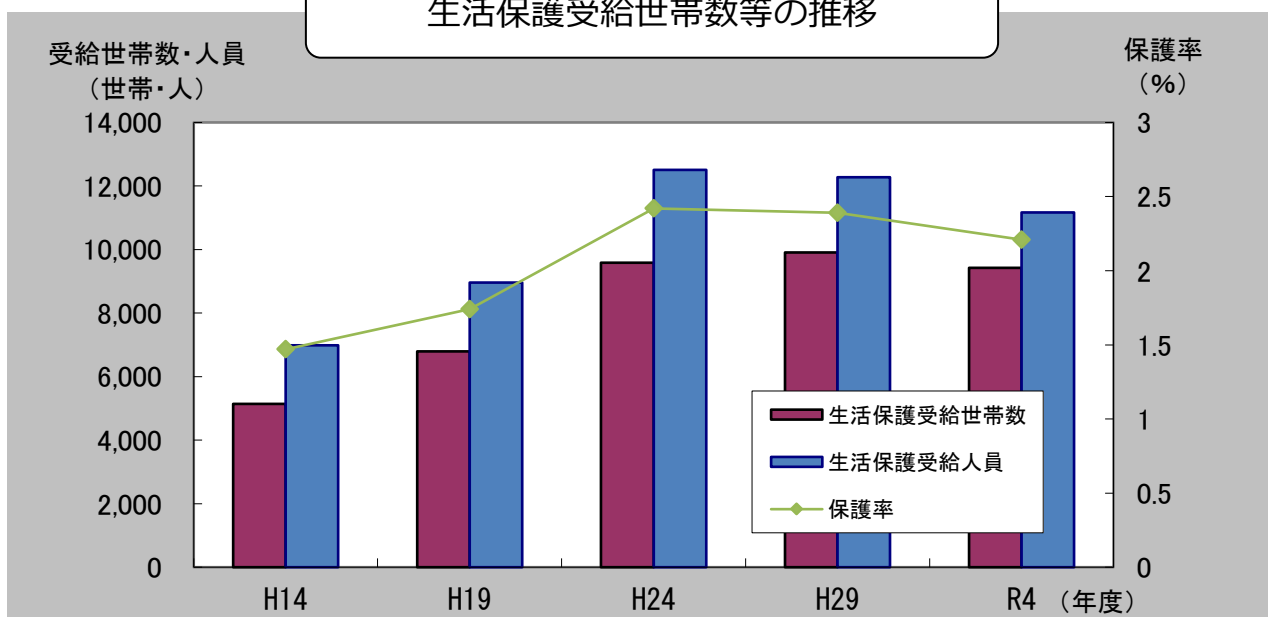
	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
生活保護受給 世帯数(世帯)	5,144	6,791	9,588	9,904	9,423
生活保護受給 人員 (人)	6,984	8,963	12,511	12,275	11,171
保護率 (%)	1.47	1.74	2.42	2.39	2.21

※ 1 カ月平均、停止を除く。

※ 出典：生活福祉総務課

※ 平成 14 年度は、旧北条市、旧中島町の世帯数及び人員を含まない。

生活保護受給世帯数等の推移



○生活保護受給世帯数、人員及び保護率はいずれも増加し続け、特に平成 19 年度以降に急激に増加しましたが、近年、生活保護受給人員及び保護率は微減傾向にあります。

⑧地区別基礎データ

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (人) 0～14歳	高齢者人口(人)		高齢化率(%)	
				65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上
番町	3,895	2,262	428	1,169	637	30.0	16.4
八坂	4,951	3,237	364	1,610	903	32.5	18.2
東雲	8,852	5,163	893	2,456	1,319	27.7	14.9
素鷲	18,623	11,511	1,616	5,554	3,007	29.8	16.1
雄郡	32,662	17,457	3,784	8,008	4,002	24.5	12.3
新玉	11,231	6,620	1,148	3,211	1,639	28.6	14.6
清水	22,556	13,359	2,140	5,975	3,084	26.5	13.7
味酒	20,625	11,970	1,964	5,486	2,829	26.6	13.7
道後	11,142	5,302	2,951	2,850	1,485	25.6	13.3
湯築	11,609	6,439		3,403	1,978	29.3	17.0
桑原	25,688	12,911	3,548	6,981	3,735	27.2	14.5
余土	23,757	10,913	3,417	6,181	3,200	26.0	13.5
垣生	12,060	5,219	1,938	2,897	1,583	24.0	13.1
生石	18,899	8,788	2,528	5,050	2,746	26.7	14.5
味生	27,055	12,676	3,854	7,057	3,600	26.1	13.3
宮前	14,213	7,096	1,601	4,729	2,439	33.3	17.2
三津浜	4,653	2,532	413	1,744	985	37.5	21.2
高浜	6,883	3,516	644	2,794	1,507	40.6	21.9
興居島	1,005	618	35	623	426	62.0	42.4
潮見	9,998	4,809	1,268	2,897	1,536	29.0	15.4
久枝	19,861	9,378	2,799	5,155	2,584	26.0	13.0
和気	11,987	5,674	1,529	3,796	1,875	31.7	15.6
堀江	11,308	5,530	1,364	3,586	1,825	31.7	16.1
五明	426	225	24	208	135	48.8	31.7
伊台	6,166	2,693	871	1,963	944	31.8	15.3
湯山	8,471	4,072	984	2,925	1,461	34.5	17.2
久米	30,269	14,465	4,123	7,718	3,920	25.5	13.0
浮穴	9,230	4,342	1,143	2,797	1,401	30.3	15.2
小野	17,266	8,029	2,208	5,487	3,038	31.8	17.6
石井東	29,851	14,105	8,074	7,740	4,101	25.9	13.7
石井西	28,810	14,447		7,396	3,723	25.7	12.9
久谷	9,592	4,874	957	3,611	1,978	37.6	20.6
浅海	1,020	524	61	542	293	53.1	28.7
立岩	756	425	28	453	260	59.9	34.4
難波	1,772	935	126	754	448	42.6	25.3
正岡	1,924	933	145	820	459	42.6	23.9
北条	7,725	3,789	916	2,546	1,486	33.0	19.2
河野	5,293	2,444	581	1,863	1,062	35.2	20.1
粟井	6,838	3,102	820	2,486	1,319	36.4	19.3
中島	3,122	1,902	83	2,148	1,419	68.8	45.5
合計	502,052	254,292	61,370	144,674	76,373	28.8	15.2

※ 令和5年4月1日現在（ただし、年間転入者数及び年間転出者数は令和4年中の総数）

※ 道後と湯築及び石井東と石井西の年少人口については、住民基本台帳人口の集計方法により合計を表示している。

民生委員・児童委員		主任児童委員数(人)	生活保護受給世帯(世帯)	生活保護受給人員(人)	保護率(%)	要支援認定者数(人)	要介護認定者数(人)	年間転入者数(人)	年間転出者数(人)	地区名
委員数(人)	1人当たりの世帯数(世帯)									
11	206	2	68	77	2.28	75	171	170	154	番町
15	216	2	209	219	4.27	156	246	211	205	八坂
23	224	2	216	228	2.55	181	311	475	430	東雲
49	235	3	1,081	1,255	6.63	525	903	651	642	素鷲
48	364	3	747	904	2.84	624	1,012	1,265	1335	雄郡
23	288	2	266	286	2.32	295	414	541	486	新玉
48	278	3	804	888	3.33	527	808	1,004	1024	清水
39	307	3	584	649	2.83	478	734	808	827	味酒
22	241	2	191	237	2.08	242	365	946	1,021	道後
28	230	2	260	292	2.17	347	506			湯築
39	331	2	425	528	2.06	572	927	724	739	桑原
34	321	2	263	353	1.51	490	771	577	729	余土
16	326	2	65	76	0.64	221	393	224	255	垣生
25	352	2	169	218	1.17	393	637	424	473	生石
37	343	2	434	536	2.03	528	896	590	689	味生
23	309	2	234	303	2.16	419	597	195	297	宮前
19	133	2	107	122	2.74	184	281	105	111	三津浜
16	220	2	100	123	1.86	229	423	76	125	高浜
12	52	2	26	31	3.12	76	130	15	11	興居島
20	240	2	145	189	1.89	230	328	297	283	潮見
27	347	2	236	323	1.66	354	641	424	453	久枝
22	258	2	233	292	2.52	267	488	198	227	和気
17	325	2	125	142	1.28	259	470	228	210	堀江
5	45	2	2	8	1.54	24	48	3	11	五明
10	269	2	16	20	0.33	135	224	96	104	伊台
15	271	2	168	206	2.57	212	412	183	172	湯山
41	353	3	429	520	1.75	552	1,026	851	925	久米
13	334	2	89	107	1.13	212	365	191	265	浮穴
24	335	2	88	105	0.63	406	761	830	833	小野
43	328	3	367	461	1.55	568	1,021	1,835	1,966	石井東
42	344	3	654	789	2.74	668	1,012			石井西
18	271	2	55	61	0.64	247	567	157	183	久谷
5	105	2	3	3	0.30	36	69	3	9	浅海
5	85	2	18	18	2.45	40	89	10	8	立岩
5	187	2	8	8	0.48	58	127	47	35	難波
5	187	2	9	12	0.61	70	130	21	35	正岡
17	223	2	82	104	1.41	234	346	163	159	北条
10	244	2	36	43	0.81	146	241	55	79	河野
11	282	2	24	32	0.48	183	298	79	86	粟井
27	70	2	13	14	0.46	300	356	35	31	中島
909	280	87	9,049	10,782	2.21	11,763	19,544	14,707	15,627	合計

※ 1人当たりの世帯数とは民生委員・児童委員1人に対する地区別の担当世帯数

※ 要支援認定者数は介護保険制度の要支援1・2の認定者数、要介護認定者数は介護保険制度の要介護1～5の認定者数

※ 生活保護受給世帯・人員の合計に、現所在地保護施設の世帯・人員の数は含まない。

⑨地区別の産業別従事者数と構成比率

地区名	産業別従事者数（人）					産業別構成比（％）			
	産業従事者総数※1	第1次産業※2	第2次産業※3	第3次産業※4	分類不能産業※5	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能産業
番町	1,485	8	113	1,316	48	0.5	7.6	88.6	3.2
八坂	1,888	7	194	1,608	79	0.4	10.3	85.2	4.2
東雲	3,586	13	308	3,179	86	0.4	8.6	88.7	2.4
素鷲	7,445	59	1,101	6,026	259	0.8	14.8	80.9	3.5
雄郡	13,826	128	2,193	11,153	352	0.9	15.9	80.7	2.5
新玉	5,415	31	737	4,489	158	0.6	13.6	82.9	2.9
清水	10,418	64	1,239	8,850	265	0.6	11.9	84.9	2.5
味酒	9,462	60	1,134	8,060	208	0.6	12.0	85.2	2.2
道後	9,660	125	874	8,375	286	1.3	9.0	86.7	3.0
湯築									
桑原	10,667	129	1,451	8,743	344	1.2	13.6	82.0	3.2
余土	10,036	129	1,987	7,637	283	1.3	19.8	76.1	2.8
垣生	5,071	70	1,500	3,334	167	1.4	29.6	65.7	3.3
生石	8,089	100	1,968	5,791	230	1.2	24.3	71.6	2.8
味生	11,501	134	2,346	8,662	359	1.2	20.4	75.3	3.1
宮前	5,877	78	1,144	4,452	203	1.3	19.5	75.8	3.5
三津浜	1,840	39	333	1,401	67	2.1	18.1	76.1	3.6
高浜	2,646	82	488	1,982	94	3.1	18.4	74.9	3.6
興居島	457	258	16	131	52	56.5	3.5	28.7	11.4
潮見	4,414	200	875	3,185	154	4.5	19.8	72.2	3.5
久枝	8,175	118	1,598	6,220	239	1.4	19.5	76.1	2.9
和気	4,768	129	1,234	3,220	185	2.7	25.9	67.5	3.9
堀江	4,611	192	1,080	3,170	169	4.2	23.4	68.7	3.7
五明	185	32	27	116	10	17.3	14.6	62.7	5.4
伊台	2,757	130	401	2,132	94	4.7	14.5	77.3	3.4
湯山	3,366	112	447	2,667	140	3.3	13.3	79.2	4.2
久米	13,207	319	2,003	10,515	370	2.4	15.2	79.6	2.8
浮穴	4,081	133	810	2,968	170	3.3	19.8	72.7	4.2
小野	7,059	248	1,031	5,525	255	3.5	14.6	78.3	3.6
石井東	24,983	291	4,480	19,489	723	1.2	17.9	78.0	2.9
石井西									
久谷	4,125	426	822	2,598	279	10.3	19.9	63.0	6.8
浅海	516	158	91	234	33	30.6	17.6	45.3	6.4
立岩	346	89	61	144	52	25.7	17.6	41.6	15.0
難波	850	163	168	459	60	19.2	19.8	54.0	7.1
正岡	911	131	201	530	49	14.4	22.1	58.2	5.4
北条	3,128	88	768	2,168	104	2.8	24.6	69.3	3.3
河野	2,272	160	501	1,495	116	7.0	22.1	65.8	5.1
粟井	2,954	227	656	1,935	136	7.7	22.2	65.5	4.6
中島	1,624	997	64	480	83	61.4	3.9	29.6	5.1
計	213,929	5,857	36,444	164,439	6,961	2.7	17.0	76.9	3.3

※ 出典：令和2年国勢調査 道後と湯築及び石井東と石井西については国勢調査の集計方法により合計を表示している。

※1 産業従事者総数：15歳以上の就業者総数

※2 第1次産業：農業、林業、漁業

※3 第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

※4 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、その他サービス業、公務

※5 分類不能産業：いずれの項目にも分類し得ない事業所が分類される。

第2章

～地域福祉の考え方～

1. 地域福祉について

少子高齢化や地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、年齢や国籍、障がいの有無などの多様性を尊重し、認め合い、受け入れる『ダイバーシティ&インクルージョン』を推進することで、一人ひとりが他者を思いやり、お互いに支えあう社会を構築していくことが望まれます。

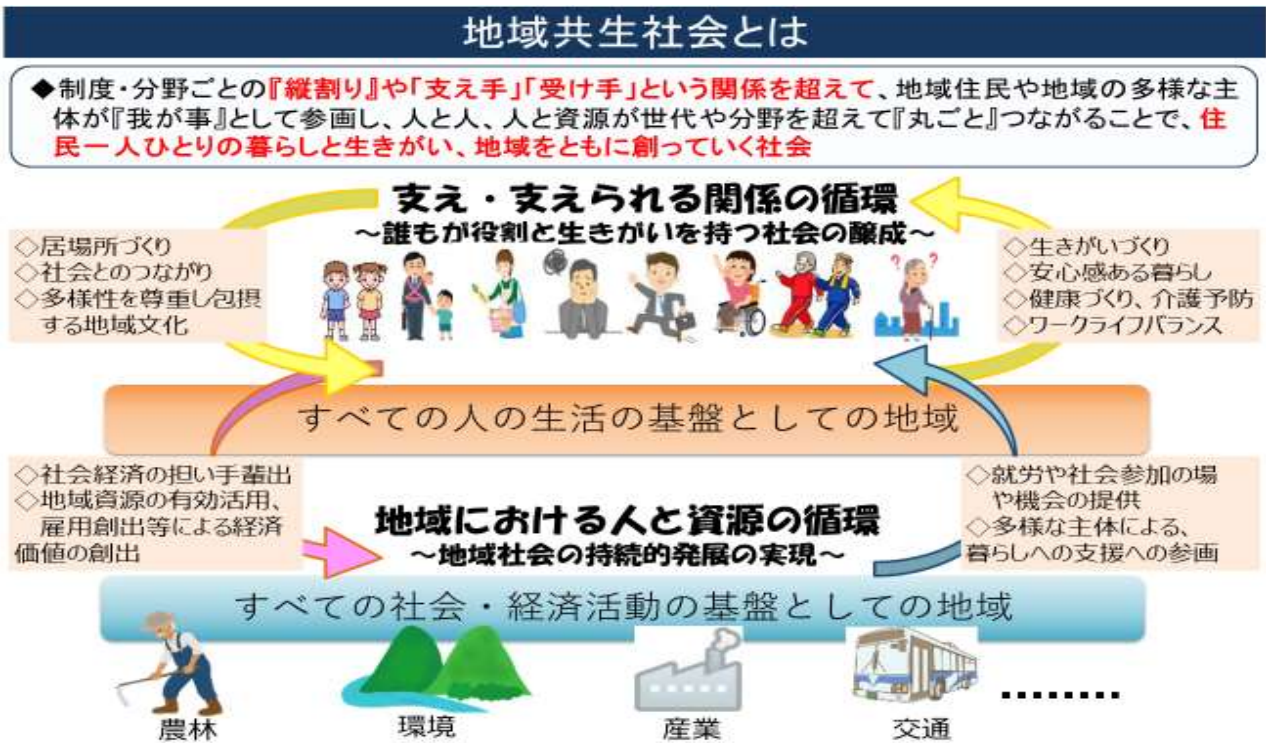
地域福祉とは、誰もが地域社会でいきいきと幸せに暮らしていくために、住民やその世帯が抱える様々な悩みや問題を、公的なサービスに限らず、地域住民や民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員や行政など地域の多様な主体が連携・協力し、解決を図っていこうという考え方です。

2. 地域共生社会の実現に向けて

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域での支えあいの基盤が弱まってきていると言われる中、昨今では介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、対象者ごとに整備された縦割りの制度では対応が難しいケースが浮き彫りになってきている現状があります。

国は、このような課題への対応に向け、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

出典：厚生労働省資料

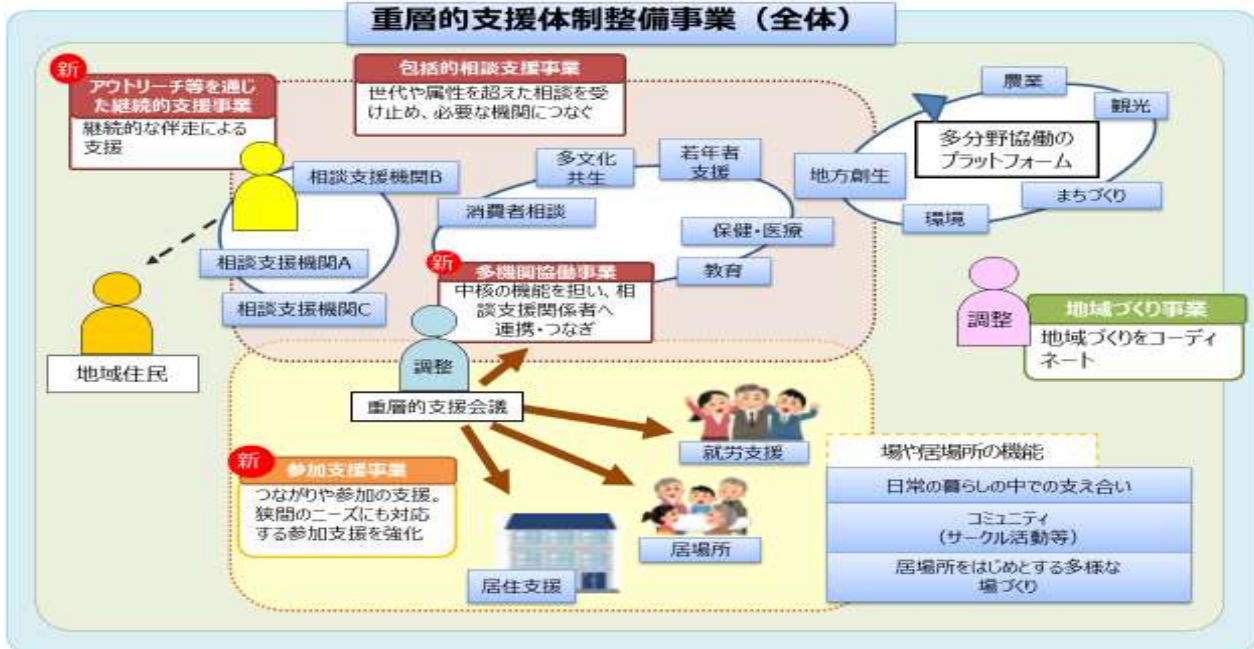


3. 重層的支援体制整備事業について

そうした中、これまでの各福祉制度や施策では解決しにくい課題や困難に対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業では、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としています。市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することが求められています。

出典：厚生労働省資料

重層的支援体制整備事業について(イメージ)



4. SDGsについて

SDGs (持続可能な開発目標) とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年に国連サミットにおいて採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に、社会が抱える問題を解決するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、2030年(令和12年)までに達成することを目標としています。

松山市においても、少子高齢化による人口減少が進行する中、地域に住むすべての世代・立場の人々が安心していきいきと笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5. 地域圏域の考え方

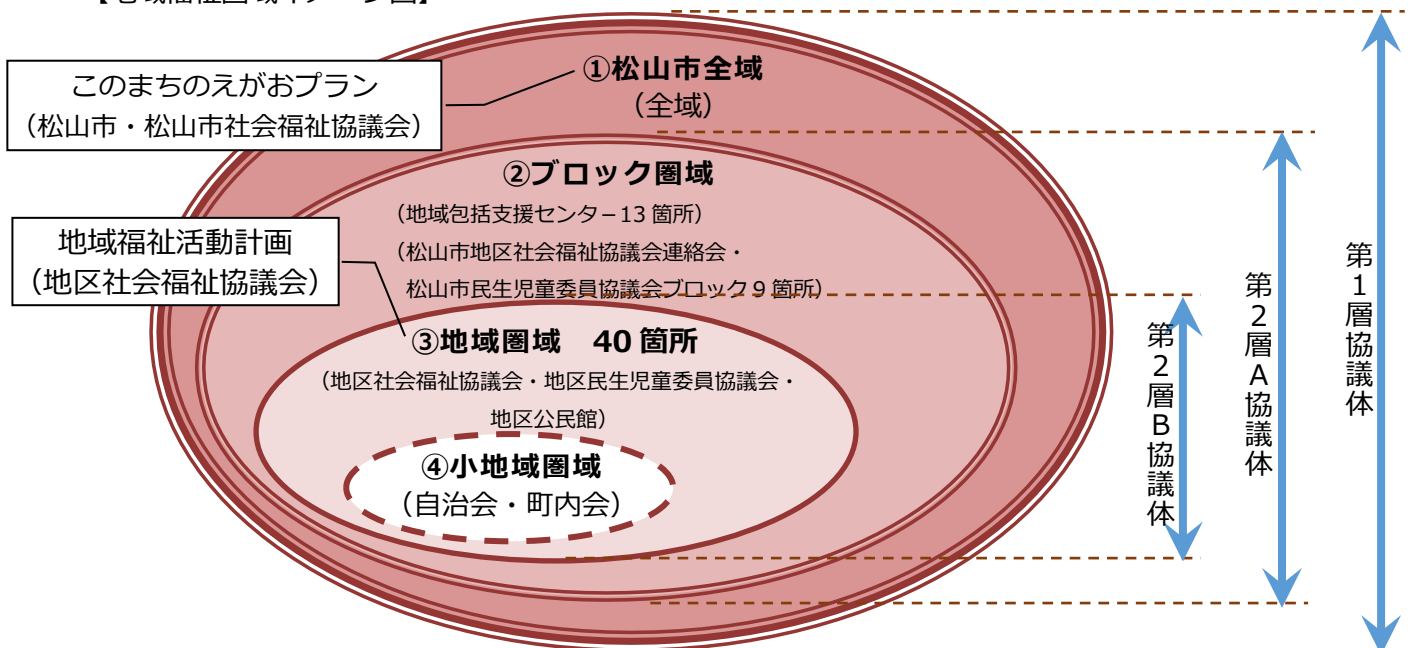
本計画は、地域福祉を推進するため4つの地域圏域を設定しています。

日常生活での身近な生活圏域を中心に、人と人、人と地域等のつながりや小地域での課題から市全域の広い範囲での課題など、段階的に共有するとともに課題解決に向けた取り組みが重層的に構成されることが重要となります。

小地域圏域では住民相互に支えあう手づくりの活動が行われ、地区社会福祉協議会が中核となる地域圏域では行政と地域がお互いの持ち味を出し合い協働します。また、ブロック圏域では地域特性の似通った3~7地区が1つのブロックを構成し、情報の共有を図り、地区間の協働や適度な競争、相乗効果を促し、活動支援を行います。

松山市の地域福祉圏域のイメージ図は下記のとおりです。

【地域福祉圏域イメージ図】



■ **協議体とは**・・・地域の支えあいにより、高齢者を支援する体制づくりを推進するため実施する「生活支援体制整備事業」で、松山市社会福祉協議会に配置された「生活支援コーディネーター」が、地区社会福祉協議会を中心とした多様な団体の情報共有や連携・協働を推進する意見交換の場です。

① 松山市全域 / 第1層協議体

公的機関による公平・平等による基本的な相談・支援・サービス提供

② ブロック圏域 / 第2層A協議体

専門家による支援・相談、情報の交換、研修の開催

③ 地域圏域 / 第2層B協議体

住民の地域福祉活動に関する情報交換、情報共有、連携・協働による活動ネットワークによる相談支援・援助活動

④ 小地域圏域

自治会・町内会の防犯・防災活動、民生委員活動等の日常的支援の実施、見守り活動・ご近所同士の助けあい活動

市内の地域福祉関連団体等区域一覧

基準地区名	地区社協(40)	地区社連ブロック(9)	地区民協(40)	市民協ブロック(9)	包括支援センター(13)	公民館(41)	公民館ブロック(8)	まちづくり協議会(30+2)	市役所支所(支所 22)(出張所7)	消防団(40)	小学校(59)	中学校(29)
番町	番町	3A ﾌﾞｯｸ	番町	3A ﾌﾞｯｸ	東・拓南	番町	3 ﾌﾞｯｸ	—	本庁	城東	番町	東
八坂	八坂		八坂			八坂						
東雲	東雲		東雲			東雲						
素鷲	素鷲	3B ﾌﾞｯｸ	素鷲	3B ﾌﾞｯｸ	湯築・桑原・道後	素鷲	3 ﾌﾞｯｸ	素鷲	桑原(支所)	素鷲	素鷲	拓南(※)
桑原	桑原		桑原			桑原						
道後	道後		道後			道後						
湯築	湯築	1 ﾌﾞｯｸ	湯築	1 ﾌﾞｯｸ	ｸﾞﾗﾝﺗﺴﻪﾝﾀｰ 五明・伊台・湯山	湯築	1 ﾌﾞｯｸ	—	道後(支所)	道後	道後	道後
五明	五明		五明			五明						
伊台	伊台		伊台			伊台						
湯山	湯山	1 ﾌﾞｯｸ	湯山	1 ﾌﾞｯｸ	五明・伊台・湯山	湯山	1 ﾌﾞｯｸ	湯山	湯山(支所)	湯山	湯山	湯山
日浦	湯山		湯山			湯山						
日浦	湯山		湯山			湯山						
雄郡	雄郡	4 ﾌﾞｯｸ	雄郡	4 ﾌﾞｯｸ	雄郡・新玉	雄郡	4 ﾌﾞｯｸ	雄郡	本庁	雄郡	たちばな 双葉(※)	雄新(※)
新玉	新玉		新玉			新玉						
味酒	味酒		味酒			味酒						
清水	清水	5 ﾌﾞｯｸ	清水	5 ﾌﾞｯｸ	味酒・清水	清水	5 ﾌﾞｯｸ	清水	清水(支所)	清水	清水 姫山(※)	勝山(※)
垣生	垣生		垣生			垣生						
余土	余土		余土			余土						
味生	味生	5 ﾌﾞｯｸ	味生	5 ﾌﾞｯｸ	生石・味生	味生	5 ﾌﾞｯｸ	味生	味生(支所)	味生	さくら	余土
生石	生石		生石			生石						
宮前	宮前		宮前			宮前						
三津浜	三津浜	6 ﾌﾞｯｸ	三津浜	6 ﾌﾞｯｸ	三津浜	三津浜	6 ﾌﾞｯｸ	三津浜	三津浜(支所)	三津浜	三津浜	三津浜(※)
高浜	高浜		高浜			高浜						
由良泊	興居島		興居島			興居島						
中島	中島	6 ﾌﾞｯｸ	中島	6 ﾌﾞｯｸ	中島	中島	6 ﾌﾞｯｸ	中島	中島(支所)	中島東 中島西 中島睦野 中島神和	中島	中島
潮見	潮見		潮見			潮見						
久枝	久枝		久枝			久枝						
和気	和気	7 ﾌﾞｯｸ	和気	7 ﾌﾞｯｸ	潮見・久枝	和気	7 ﾌﾞｯｸ	—	和気(支所)	和気	和気	北(※)
堀江	堀江		堀江			堀江						
久米	久米		久米			久米						
小野	小野	2 ﾌﾞｯｸ	小野	2 ﾌﾞｯｸ	和気・堀江	小野	2 ﾌﾞｯｸ	久米	久米(支所)	久米	北久米(※) 久米 福音(※) 窪田	久米
石井東	石井東		石井東			石井東						
石井西	石井西		石井西			石井西						
浮穴	浮穴	8 ﾌﾞｯｸ	浮穴	8 ﾌﾞｯｸ	小野・久米	浮穴	8 ﾌﾞｯｸ	久米	久米(支所)	久米	久米	久米
荏原	久谷		久谷			久谷						
坂本	久谷		久谷			久谷						
浅海	浅海	8 ﾌﾞｯｸ	浅海	8 ﾌﾞｯｸ	石井・浮穴・久谷	浅海	8 ﾌﾞｯｸ	浅海	浅海(支所)	浅海	浅海	浅海
立岩	立岩		立岩			立岩						
難波	難波		難波			難波						
正岡	正岡	8 ﾌﾞｯｸ	正岡	8 ﾌﾞｯｸ	北条	正岡	8 ﾌﾞｯｸ	—	北条(支所)	正岡	正岡	北条北
北条	北条		北条			北条						
河野	河野		河野			河野						
粟井	粟井	8 ﾌﾞｯｸ	粟井	8 ﾌﾞｯｸ	北条	粟井	8 ﾌﾞｯｸ	粟井	河野(出張所)	河野	河野	北条南
粟井	粟井		粟井			粟井						
粟井	粟井		粟井			粟井						

①所管の区域分けが必ずしも一致するとは限らない。 ②(※)は複数掲載する小学校・中学校を示す。

地区社協：地区社会福祉協議会 地区社連：松山市地区社会福祉協議会連絡会 地区民協：地区民生児童委員協議会 市民協：松山市民生児童委員協議会

6. 支えあいのイメージ

● 「自助・互助・共助・公助」

私たちがいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活するには、様々な支援が必要になります。複雑化・複合化する生活課題を解決しながら、可能な限り本人やその世帯の希望に基づいた生活を送るために、自助・互助・共助・公助が連携し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

少子高齢化や人口減少の進展などにより、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助・互助の果たす役割が期待されています。

住民と関係機関、各種団体等と共に学び実践しながら、支えあうしくみづくりが必要です。



出典：厚生労働省

「自助」は、自分のことを自分ですることで、市場サービスの購入を含みます。

「互助」は、近隣住民の支えあい、ボランティアなどによる相互扶助です。

「共助」は、介護保険などの社会保険制度による相互扶助です。

「公助」は、生活保護などの税による公の負担によるものです。

第3章

～第5期計画の基本的な考え方～

1. 計画策定の趣旨

松山市では、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、平成 17 年に第 1 期地域福祉計画を策定しました。その後、平成 22 年に第 2 期計画、平成 26 年に第 3 期計画を策定し、「みんなで、支えあい、助けあい、安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」を基本目標に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、松山市社会福祉協議会では、地域福祉計画と「地域福祉の目指すべき方向性」を共有しながら、相互に補完・補強し合う活動計画として、それぞれ同時期で地域福祉活動推進計画を策定し、「地域発！福祉パワーでまちづくり」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

平成 31 年に策定した第 4 期計画では、複雑化・多様化するニーズや課題に対応するため、地域福祉計画及び地域福祉活動推進計画を一体的に策定し、松山市と松山市社会福祉協議会をはじめ、住民組織や様々な関係団体、住民一人ひとりがより一層連携・協働できるようにすることで、より効果的に地域福祉を推進してきたところです。

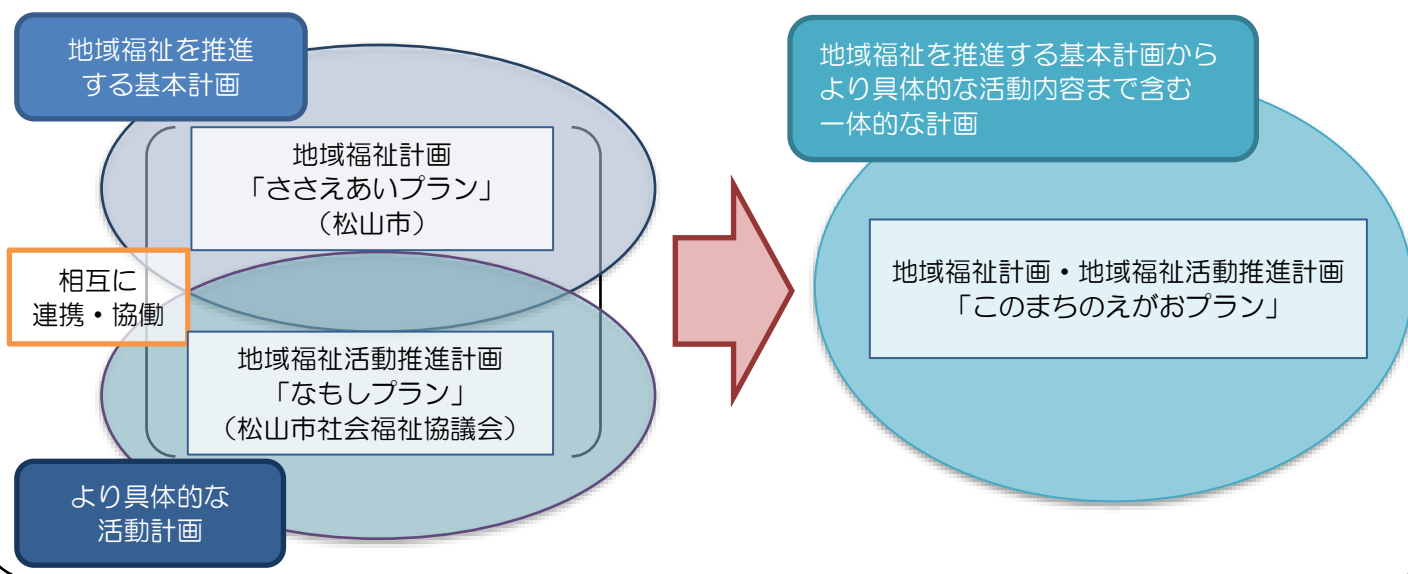
第 5 期計画では、これまでの取組を継承しつつ、引き続き一体的な計画として策定し、「みんなが参加し つながり支えあう 共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、時代の変化や地域の特性にあった地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

地域住民等の参加による地域福祉の推進

地域福祉の推進に当たっては、地域住民や福祉事業者、社会福祉活動を行う人がお互いに協力して、地域の中で福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱えるあらゆる課題を把握し、関係機関と連携しながら解決につなげていくことが大切です。

本計画ではこれらの地域住民等が活動していくためのきっかけや機会づくり、また、活動を支えていくためのしくみづくりなどの松山市や松山市社会福祉協議会の役割を示しています。

<一体計画イメージ図>



2. 松山市社会福祉協議会について

昭和 26 年 10 月に発足した松山市社会福祉協議会の歴史は、戦後の復興期から高度経済成長期を経て現在まで我が国の社会経済状況と深く関わっており、この間に取り組んできた業務も、設立当初の共同募金等を活用した地域福祉事業に加え、国や松山市の社会保障制度の拡充に伴い、松山市等から公的な福祉サービス事業を中心に受託するなど、社会的弱者を幅広く支える役割を果たしてきました。

その一方、時代の変革とともに公的な支援・福祉サービスでは対応できない地域での福祉課題や生活課題も多様化かつ増大しており、「自助・互助・共助・公助」を基本に、地区社会福祉協議会等が地域で実施する自主事業への支援の拡充や地域の福祉資源をいかした総合的な支援システムの整備が求められています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をはじめ、近年全国各地で大規模災害が多発しており、松山市内でも平成 30 年 7 月豪雨災害をはじめ、大雨による土砂崩れや床下浸水等の被害が発生しています。こうしたことを踏まえ、平常時からの備えはもちろんのこと、特に大規模災害時には行政と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営等を担うこととなっていることから、近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震等への事前対策が重要課題となっています。

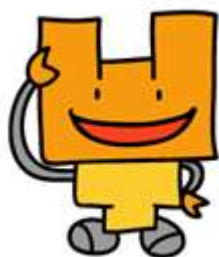
こうした中、松山市社会福祉協議会では、松山市地区社会福祉協議会連絡会、松山市民生児童委員協議会、松山市共同募金会、日本赤十字社松山市地区等の関係団体や松山市ボランティアセンターを核として活動する各種ボランティアとの協働により、社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進に取り組んでいます。

■福祉社会実現のための基本理念

○みんなが つながる 支える まちづくり

すべての人が安心して暮らせる豊かな福祉社会を実現するため、上記基本理念を掲げ、地域の社会資源を有効に活用しながら、地域の高齢者や障がい者等要援護者の支援体制の更なる充実に努めます。

■松山市社会福祉協議会イメージキャラクター（へこまんくん）について



へこまんくん

性別：男の子（ロボット）

年齢：0歳

性格：おちょこちょいだけど、いつでも元気いっぱい

特技：手足が伸びて変形すること

好きな食べ物：オイル

名前の由来：Heart-full Communication Matsuyama Net-work には、

“心と心の結びあい”が松山いっぱいにあふれますようにという思いが込められています。

その頭文字をとって“He Co Ma N”、つまり「へこまん」です。

そして、ここ松山では、「へこまない（くじけない）」という事を「へこまん」といいます。

どんなことがあっても、へこまないでがんばる＝「へこまん！」です。

【社会福祉協議会とは】

- ・社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された「民間の社会福祉活動を推進すること」を目的とした非営利の民間組織です。
- ・全ての市町村、政令指定都市の区、都道府県、そして全国の段階に組織されています。

愛称「このまちのえがおプラン」

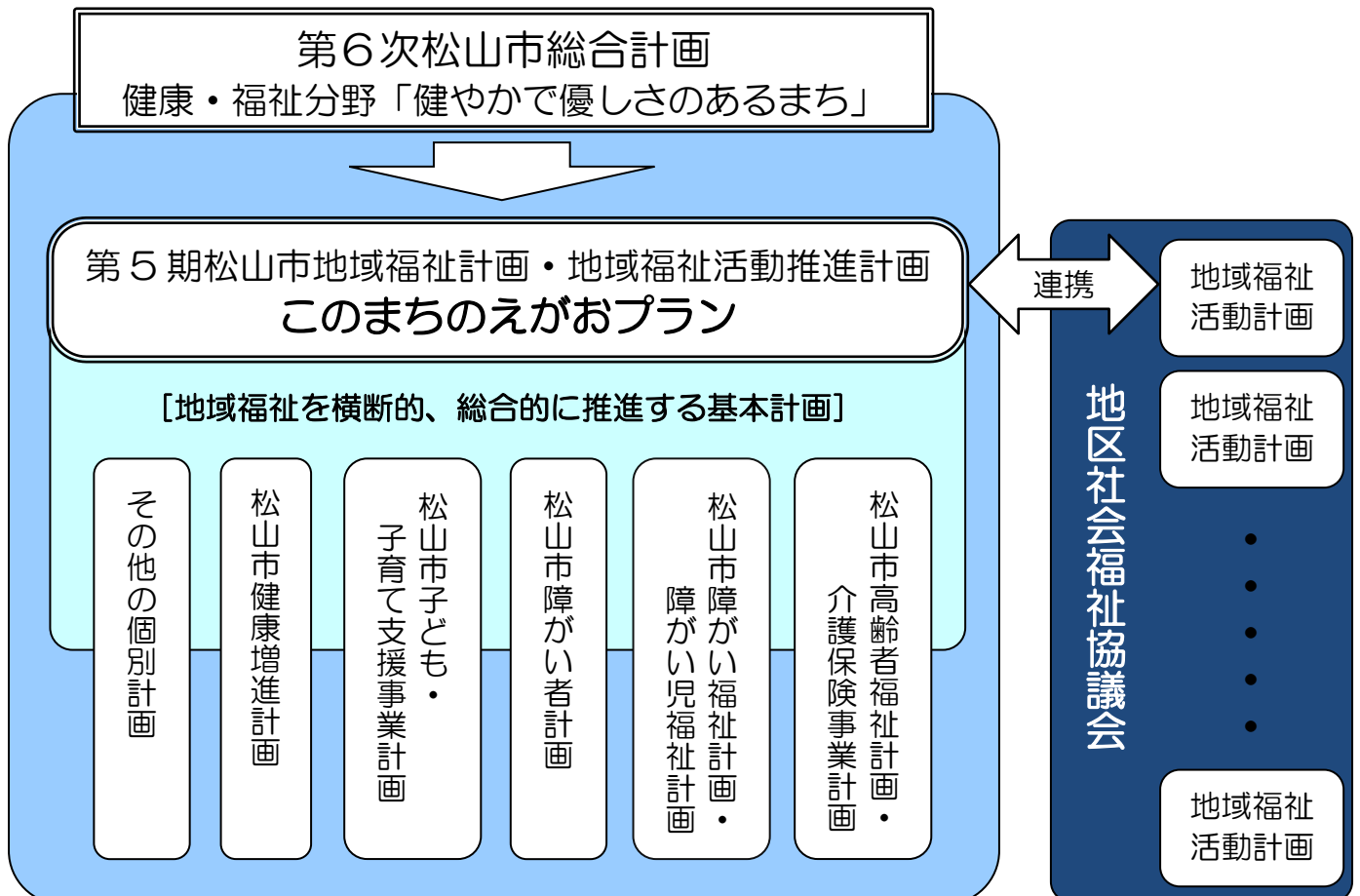
第3期までは、地域福祉計画は「ささえあいプラン」、地域福祉活動推進計画は「なもしプラン」の愛称で、それぞれ浸透を図ってきました。第4期からはこれらの計画を一体的に策定するに当たり、この新たな一体計画の下、みんながつながり支えあっていくことで、“私たちのまちを笑顔広がるまちに”との思いを込めて、また、子どもから大人まで全ての人に分かりやすく、本計画の愛称を「このまちのえがおプラン」としました。

3. 計画の位置付け

松山市では、「第6次松山市総合計画」を策定し、「様々な世代の人がつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指す」ことをまちづくりの理念の一つに掲げています。この中で、健康・福祉分野では「健やかで優しさのあるまち」を基本目標として、誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを育て、元気でいきいきと暮らせるような地域の基盤づくりや、健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支えあい、助けあえる、優しさのあるまちづくりを目指しています。

「このまちのえがおプラン」は、この総合計画を上位計画として地域福祉に関する各種施策を具体的に進めていくための基本計画であるとともに、地域生活課題の解決に向けて「松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松山市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「松山市障がい者計画」、「松山市子ども・子育て支援事業計画」、「松山市健康増進計画」など福祉分野やその他関連する個別計画の施策を横断的、総合的に推進するものです。

また、地区社会福祉協議会が地域の特性に応じて策定する「地域福祉活動計画」と連携し、効果的に地域福祉を推進していきます。



4. 計画の期間

計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

(2024 年度) (2028 年度)

(計画期間中であっても、社会の状況が大きく変わったときなど、必要に応じて見直しを行います。)

「このまちのえがおプラン」は松山市総合計画の健康・福祉に関わる分野等を具体化するものであり、5 年間を実施期間とします。

計画		年度	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
総合計画	基本構想		~令和 6 年度		令和 7 年度~令和 16 年度				
	基本計画		~令和 6 年度		令和 7 年度~令和 16 年度				
地域福祉計画・ 地域福祉活動推進計画 このまちのえがおプラン				令和 6 年度~令和 10 年度					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画				令和 6 年度~令和 8 年度			令和 9 年度~令和 11 年度		
障がい者計画			令和 3 年度~令和 8 年度				令和 9 年度~令和 14 年度		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画				令和 6 年度~令和 8 年度			令和 9 年度~令和 11 年度		
子ども・子育て 支援事業計画			~令和 6 年度		令和 7 年度~令和 11 年度				
健康増進計画				令和 6 年度~令和 15 年度					

※ 令和 7 年度以降に改定される各計画の計画期間は予定です (点線部分)。

5. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年、定量的な変化のみでなく地域住民等への影響なども含めて確認を行い、その内容を松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告し、市ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて地域住民や関係団体等から意見を伺い、計画推進のための取り組みを検討します。

また、計画期間内に、成果指標の達成度や地域住民等の意見等を勘案して総合的に評価を行い、適切に進行管理を行います。

6. 計画の根拠法令

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画です。同法第 4 条から第 6 条まででは、地域住民、福祉事業者及び社会福祉活動を行う人が地域福祉推進の主役であることや、国や行政の役割・責務などが定められています。

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第4章

～地域福祉推進に
向けた取り組み～

1. 第4期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の成果と課題

第4期計画では、松山市と松山市社会福祉協議会をはじめ、住民組織や様々な関係団体、住民一人ひとりがより一層連携・協働できるようにするため、地域福祉を推進する基本計画からより具体的な活動内容まで含む一体的な計画として、地域福祉計画・地域福祉活動推進計画「このまちのえがおプラン」を策定しました。計画の中では、4つの目標を掲げ、相互に連携・協働・補完し合いながら事業を実施しました。

これらの4つの目標の主な取り組み（括弧内は主な実施主体）と目標に対する評価を行い、今後の課題を踏まえ、第5期計画につなげていきます。

<全体> 地域福祉の促進

指標	第3期計画期間 (平成26～30年度)	第4期計画期間 (平成31～令和5年度)	備考
「地域福祉の促進」の施策が重要又はやや重要と考えている人の割合	38.9% (平成29年度)	39.5% (令和3年度)	市民意識調査
「地域福祉の促進」の施策に満足又はやや満足している人の割合	6.6% (平成29年度)	5.5% (令和4年度)	市民意識調査

目標1 支えあいの心を育む

【主な取り組み】

- ・地域福祉の周知と理解促進を図るため、地域や高校等に出向いて、地域福祉の推進等について説明・意見交換を行い、福祉に関する理解促進を図りました。（市・市社協）
- ・学校等の協力の下、新しい体験学習メニューの開拓やコラボ授業の実施等、よりよい学びのための授業づくりに取り組みました。また、地区社協を中心に主任児童委員等地域の皆さんに協力いただき、地域と学校、社協との連携・協働の下、福祉体験学習事業を実施しました。そのほか事業の一環として、企業等へ障がい者等の理解促進のため、学習の機会の提供や講師等の紹介をしました。（市・市社協）
- ・社協だよりの全戸配布やラジオ広報に加え、生活情報紙への掲載や市社協ホームページ、Facebook、InstagramやYouTube等のSNSを活用し、市社協事業の周知啓発を行うことで福祉活動への理解促進を図りました。また、令和4年度には市社協イメージキャラクターを活用したLINEスタンプを制作し、福祉への関心層の拡大に努めました。（市社協）
- ・第4期計画時、地区社協と連携し作成した地域カルテを市社協ホームページに掲載し広報啓発に努めたほか、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが市内の地域を訪ねて取材した、つながり・支えあう地域の多様な取り組みを「地域のお宝」として発表したり、SNSでも発信するなど、積極的な情報発信を行いました。（市社協）
- ・地区社協が地域住民に存在を認知され信頼を得ることを目指し、地区それぞれの地域の特性を反映した「地域福祉活動計画」の策定や次期計画更新に向けた支援をしました。（市社協）
- ・民生委員・児童委員の活動を支援するため、各種研修会を開催し、民生委員・児童委員が活動中での課題の解決や資質の向上、委員相互の交流に努めました。また、横断幕を作成したり、市政広報番組にて民生委員活動を紹介したりといった啓発活動に努めました。（市・市社協）
- ・地域での見守り体制強化につなげるため、民生委員・児童委員に配付している『民生・児童委員活動ハンドブック』の内容を見直したほか、新たに、訪問時に携帯しやすいポケットブックを作成し、スムーズな活動や対応につなげました。（市・市社協）

【目標に対する評価】

- ・地域に愛着がある人の割合に大きな変化は見られませんが、困ったときに近隣住民と助け合う又は相談する人の割合は若干減っています。地域カルテで居住地域のことを見直したり、「地域のお宝発見！へこまんくんといく！」等により居住地域の情報を知ること、愛着を感じたり、地域の良さを再確認するきっかけになると考えられます。また、年代や性別、あるいは地域によって抱えている課題は様々であり、その要因も複数が絡み合うことが多いため、複雑化した課題に対し、包括的に受け止める場が必要となってきています。併せて、他人事ではなく我が事として認識してもらおう土台作りに早急に取り組むことが求められます。
- ・地域福祉は『福祉教育に始まり福祉教育に終わる』と言われていています。その地域の課題に向き合い学ぶ場が必要であるとともに、そこで暮らす子どもから大人までの地域住民が世代や立場を越えた関わりや交流の中から自己有用感を高めることで、地域への愛着が芽生えたり生きがいにつながったりと次への行動力が生まれます。福祉課題に主体的に取り組む人材を育成するために福祉教育の推進に努める必要があります。

指標	第3期計画期間 (平成26～30年度)	第4期計画期間 (平成31～令和5年度)	備考
困ったときに近隣住民と助けあう 又は相談する人の割合	18.5% (平成29年度)	16.8% (令和4年度)	地域福祉に関する 市民アンケート
ボランティア活動や住民の支えあい 活動に興味・関心がある人の割合	55.3% (平成29年度)	49.9% (令和4年度)	地域福祉に関する 市民アンケート
松山市ボランティアセンター登録数	515 団体 2,616 人 (平成29年度)	454 団体 2,950 人 (令和4年度)	重点取り組み
福祉体験学習 実施件数・参加者数	128 件 9,680 人 (平成29年度)	93 件 8,169 人 (令和4年度)	重点取り組み

目標2 みんながつながり参加できる環境づくり

【主な取り組み】

- ・高齢者だけではなく、障がい者、児童を含む全ての地域住民が積極的に地域活動に参加できるよう、地域で実施している「ふれあい・いきいきサロン」や「地域交流サロン」等交流の場づくりの促進に努めました。また、コロナ禍によりサロンの実施形態を変え、「てくてくデイ」や「ミニサロン」の実施、デジタル化の促進を図るため SNS を利用した情報提供、オンラインサロン等を実施し、フレイル予防や介護予防、また人と人とのつながりを切らない事業展開に努めました。(市・市社協)
- ・認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりのため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ活動を行いました。(市)
- ・令和5年3月からごみ出しが難しい高齢者などを対象に、市職員が自宅前まで訪問してごみを収集しごみ出しの負担を減らす取り組み「ふれあい収集」が始まりました。必要に応じて声掛けするなど、孤立化を防ぐ効果が出ています。(市)
- ・住民が気軽に支えあい、助けあいに参画できるしくみとして、「地域福祉サービス事業」の充実を図るため、生活支援体制整備事業の協議体等を活用し、関係団体や既存の協力会員へチラシを配付するなど、事業の周知啓発及び新たな協力会員の確保に努めました。(市・市社協)

【目標に対する評価】

- ・全体の約5割がボランティア活動や住民の支えあい活動に興味・関心を持っているにもかかわらず、実際に活動を行っている人の割合は低下しています。より多くの方に活動に参加していただくために、ボランティアセンターや市社協が行っている各種事業内容等を周知していく必要があります。また、多様な方々に参加していただけるよう、より多くの活動の機会を創出する必要があります。

指標	第3期計画期間 (平成26～30年度)	第4期計画期間 (平成31～令和5年度)	備考
地域行事に参加している人の割合	44.5% (平成29年度)	45.2% (令和4年度)	地域福祉に関する 市民アンケート
ボランティア活動や住民の支えあい活動を行っている人の割合	41.2% (平成29年度)	34.8% (令和4年度)	地域福祉に関する 市民アンケート
地域福祉サービス事業 協力会員・延派遣回数	2,075人 6,025回 (平成29年度)	2,021人 5,927回 (令和4年度)	重点取り組み
子ども服交換会開催数	1回 (平成29年度)	1回 (令和4年度)	重点取り組み

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目標3 丸ごと支援のしくみづくり

【主な取り組み】

- ・高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、地域で支えあう社会の基盤づくりを進めるため「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズや資源の把握、地区社協や地区民協をはじめとする関係者間のネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング等の推進に努めました。また、コロナ禍で地域のつながりが希薄になっている現状から協議体メンバーと協働し「つどいの場」の立ち上げをモデル的に行いました。(市・市社協)
- ・「福祉・子育て相談窓口」で、関係機関との連絡調整等を図りつつ、生活に困窮する世帯や個人を対象に生活全般にわたる包括的な支援を行いました。生活困窮者自立支援法の改正や新型コロナウイルスの発生に伴い、相談や給付金の申込が増加したため、主管課との連携・協働により施行体制の充実・強化を進め、相談者に寄り添った支援に努めました。(市・市社協)
- ・民間企業と連携・協働し、令和2年12月から市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者かつ市社協個人会員で希望される方を対象に、玄関等の鍵を預かり、生命に関わる等の緊急事態時に鍵を使って家屋内に立ち入り安否確認等を行えるよう体制づくりに努めました。(市社協)
- ・高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携し、「松山市消費者見守りネットワーク」として、被害の未然防止に取り組みました。(市)
- ・平常時から、独居高齢者や障がい者など災害時の避難に支援を要する方の情報を管理し、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援関係団体と情報共有を行い、災害発生時には迅速に情

報伝達や安否確認等を行いました。また、市ホームページやしおり、窓口で案内するなど普及啓発に努めました。(市)

【目標に対する評価】

- ・地域課題や住民ニーズを把握している事業者の割合に大きな変化はないものの、把握する場に参加している事業者の割合には変化が見られます。これは、コロナ禍により、地域住民が参加できるイベントが開催できないなど、事業者にとって地域とつながる機会が減少したことが理由として考えられます。事業者と地域の関わり方について、市や市社協が地域の様々な情報を積極的に発信・提供することで、地域に関心のある事業者を増やすとともに、地域課題を把握してもらうよう働きかけ、地域ケア会議等課題を解決する場があることを知ってもらうよう周知していく必要があります。また、官民一体となり新たな福祉サービス・交流の場づくりに取り組んでいく必要があります。

指標	第3期計画期間 (平成26～30年度)	第4期計画期間 (平成31～令和5年度)	備考
地域課題や住民ニーズを把握している事業者の割合	社会福祉法人 53.7% 福祉事業者 41.4% 医療機関 37.8% その他事業者 28.8% (平成29年度)	社会福祉法人 56.1% 福祉事業者 41.9% 医療機関 31.8% その他事業者 22.8% (令和4年度)	地域福祉に関する事業者アンケート
地域課題や住民ニーズを把握する場に参加している事業者の割合	社会福祉法人 47.8% 福祉事業者 39.6% 医療機関 20.2% その他事業者 16.2% (平成29年度)	社会福祉法人 31.6% 福祉事業者 24.3% 医療機関 22.4% その他事業者 13.2% (令和4年度)	地域福祉に関する事業者アンケート
生活支援体制整備事業 協議体開催回数	第1層 1回 第2層A 19回 第2層B 未実施 (平成29年度)	第1層 1回 第2層A 9回 第2層B 97回 (令和4年度)	重点取り組み
権利擁護センター相談受付件数	418件 (平成29年度)	371件 (令和4年度)	重点取り組み
まちづくり協議会・設立準備会の 設置数	28団体 (平成28年11月時点) (平成29年度)	30団体 (令和4年度)	第6次松山市 総合計画指標
地域福祉活動計画の策定数 (地区社協の計画)	31地区 (平成30年11月時点) (平成29年度)	34地区 (令和4年度)	

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目標4 福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進

【主な取り組み】

- 令和3年度まで実施していたケアプラン検討会を令和4年度から地域ケア会議推進事業として実施し、高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえた多職種の専門的な助言を通じて市民及び関係者の自立支援に向けた意識改革を呼び介護支援専門員等のスキルアップに努めました。(市)
- 市役所別館1階に福祉分野の相談窓口を集約し、相談支援機能を充実させ、総合的な相談支援を行いました。(市・市社協)
- 地域などに出向いて、制度等の講座を開催し、福祉サービス等の理解促進を図りました。(市)
- パンフレットやホームページ等を作成し、適切な情報発信を行いました。(市)

【目標に対する評価】

- 市民の約4割が福祉・子育て相談窓口としてワンストップ窓口を期待しており、平成30年8月の窓口設置以降延べ利用者数も伸びています。今後は包括的な相談体制の連携強化という点からも相談窓口の一覧を市ホームページに掲載するなど、適切な情報が得られるよう支援体制の充実が求められます。

指標	第3期計画期間 (平成26～30年度)	第4期計画期間 (平成31～令和5年度)	備考
従業員に福祉に関する体験や学習を行っている事業者の割合	社会福祉法人 77.6% 福祉事業者 77.5% (平成29年度)	社会福祉法人 61.4% 福祉事業者 59.5% (令和4年度)	地域福祉に関する事業者アンケート
生活の中で困ったことがあった際に必要な情報を得られている人の割合	73.4% (平成29年度)	75.8% (令和4年度)	地域福祉に関する市民アンケート
福祉・子育て相談窓口延利用者数	16,269人 (平成29年度)	22,825人 (令和4年度)	重点取り組み
全て又は一部の介護保険サービスに満足している人の割合	94.3% (平成29年度)	94.1% (令和2年度)	要支援・要介護認定者意識調査

今後の課題

第4期計画での取り組みは第5期計画でも引き続き実施して、地域福祉を推進していきます。

- 地域福祉計画・地域福祉活動推進計画において、市・市社協は40か所の日常生活圏域を「地域」として事業を展開していますが、住民の中には自治会や町内会の小規模圏域を「地域」と捉えている人もいます。今後も、住民説明会等で市・市社協等から「地域」という言葉を使う時には、お互いの認識の差がないように配慮していくとともに「地域圏域の考え方」を啓発していく必要があります。
- 子どもの頃から障がい者、高齢者に対する理解を深めていくため、学校での福祉体験学習を引き続き実施していく必要があります。また、現在、企業に対しても福祉体験学習を実施していますが、十分ではないため、さらなる普及促進をしていく必要があります。
- 松山市ボランティアセンターについて、広く住民に認知されていないため、ボランティア活動への関心を高める効果的な啓発を行うとともに、ボランティア活動に関心のある方やこれから活動を始めようとする方々がスムーズに第一歩を踏み出せるよう学習や体験の場を提供するなど、より多くの活動の機会を創出する必要があります。

- ・住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて取り組むことができる地域の基盤づくりの一環として、地域で中心となる住民、団体、企業等へ地域福祉を浸透させるとともに、住民間の交流の場の創出や地域福祉の担い手の養成、地域や企業、団体等が行う福祉活動へ柔軟かつ横断的な連携により支援していく必要があります。
- ・年代や性別、地域によって抱えている課題は様々であり、その要因も複数が絡み合うことが多くなっています。複雑化した課題に対し、市、市社協の更なる連携と専門職や関係機関等とのネットワークによる相談支援機能の充実と相談窓口の連携強化を図り、包括的に受け止める場を設ける必要があります。
- ・高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加すると見込まれることから、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

2. 第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の体系

(1) 基本理念と個別目標

《 基本理念 》 — どんなまちを目指すか —

みんなが参加し つながり支えあう 共生のまちづくり

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、ポストコロナに向けて社会経済活動が再開されていく中で、住民一人ひとりや住民組織、ボランティア団体、NPO等の関係団体、学校、事業所等、地域の多様な主体、さらには松山市及び松山市社会福祉協議会が、それぞれの役割を担いながら、共に「つながり」「支えあう」ことで、“誰もが住み慣れた地域で暮らし続けたい”と思える共生のまちづくりを目指します。

第5期地域福祉計画・地域福祉活動推進計画では、この基本理念の下、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、みんなが参加し活躍できる共生社会の実現に向けた4つの個別目標を掲げました。

《 個別目標 》

目標 1 支えあいの心を育む

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりが自分たちの暮らす地域に関心を持ち、愛着を育みながら、世代や背景に関わらず「身近な気になる存在」として互いに意識しあうことが大切です。

そのために、地域福祉について理解を深めるための気付きと学びの場づくりに取り組みます。

目標 2 みんなが主役になれる環境づくり

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、「支え手」と「受け手」の関係を超え、すべての人が生きがいを持って地域の活動に参加することが大切です。

そのために、人と人、人と地域資源が、世代や分野を超えて出会い、つながりあい、誰もが気軽に参加・活躍できる機会や仕組みをつくるとともに、住民一人ひとりが主役となり、主体的・積極的に関わり、輝くことができる環境づくりに取り組みます。

目標 3 丸ごと支援のしくみづくり

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、世代や分野にとらわれることなく、個人や世帯が抱える困りごとを地域ぐるみで早期に発見し、解決につなげていくことが大切です。

そのために、住民や地域の多様な主体が互いの生活課題や地域の福祉課題に気付き、共有する機会を育むとともに、課題に直面したときには公的な支援体制と連携できる体制づくりに取り組みます。

目標 4 福祉サービスの向上と適切な利用の促進

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、そこに住む人が福祉課題やライフスタイルに合わせ、必要な福祉サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域での生活を継続できるようにすることが大切です。

そのために、住民が必要なときに必要なサービスの情報を得て、適切に利用できるよう住民ニーズの把握と情報発信を行います。また、サービスの提供者が、地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参画できるような環境整備に努めるとともに生活課題・福祉課題の解決に向けたサービスの質の向上に取り組みます。

(2) 目標の方針と方策

目 標	方 針	方 策
1. 支えあいの心を育む P36	(1) 住民参加の理解と促進 P38	①地域福祉に関する普及・啓発の推進 ②地域（住民、学校、企業等）での福祉教育の推進 ③寄附文化の醸成
	(2) 地域リーダーの養成と支援 P40	①ボランティア活動者の発掘と養成 ②民生委員・児童委員の活動環境の整備 ③地域の担い手の養成と支援（地区社協の強化）
	(3) 広報啓発活動の充実 P42	①地域情報の収集と活用 ②情報発信ツールの拡大
2. みんなが主役になれる 環境づくり P44	(1) 地域住民の交流の場の充実 P48	①世代や分野、国籍を超えた交流の場づくり ②介護予防や生きがいづくりを視点とした交流の場づくり ③仲間を増やす場づくり
	(2) 地域活動の拠点づくり P50	①身近な地域での活動拠点（スペース）の開拓 ②福祉センターの活用 ③拠点におけるコーディネーター的人材の養成
	(3) 地域福祉活動の機会づくり P52	①地域活動・ボランティア活動への参加促進 ②高齢者・障がい者等の社会参加の促進と生活支援
3. 丸ごと支援の しくみづくり P54	(1) 地域情報の把握と共有 P58	①アウトリーチ機能の強化 ②地域課題や社会資源を共有するしくみづくり ③「地域福祉活動計画（地区社協）」の策定支援
	(2) 安心できるつながりの促進 P60	①地域資源のネットワークの拡充 ②成年後見制度の利用促進 ③生活困窮者の自立に向けた生活支援の推進 ④相談支援体制の充実
	(3) 支えあうしくみづくり P62	①地域における見守り活動の充実 ②孤独・孤立や虐待の防止などの取り組み ③災害時の避難行動及び被災者支援への体制整備
4. 福祉サービスの向上と 適切な利用の促進 P64	(1) 福祉サービスの質の向上 P66	①施設等における外部評価の普及 ②福祉事業者への適切な助言・指導 ③福祉従事者の養成
	(2) 福祉サービスの適切な 利用促進 P68	①相談支援機能の充実 ②福祉サービスの情報提供のしくみづくり ③地域住民と福祉事業者や企業との連携
	(3) 多様な状況に対応した 福祉サービスの推進 P70	①安定かつ継続性のあるサービス提供体制の構築 ②新しい技術の活用

3. 現状と今後の取り組み

<「現状と今後の取り組み」の見方>

○目標のページ

3. 現状と今後の取り組み

目標 1	支えあいの心を育む
-------------	------------------

現状と課題

高齢者やひとり暮らし世帯の増加に伴い、高齢者や障がい者をはじめ、地域で暮らす様々な人が生活に何らかの不安を抱えており、暮らしが住み慣れた地域で安心して暮らすためには身近な地域での支えあいが重要になっています。

地域福祉に関する市民アンケート（以下、「市民アンケート」という。）では、「今後、近隣住民とどのような関係が望みますか」という問いに対し、「困ったときに助け合う・相談する」と答えた割合が約4割であった一方で、「挨拶程度・あまり関わらない」という回答も約3割ありました。

ひとりでも多くの人々が楽しく知り合い、地域の情報を共有できる機会を設け、地域や福祉に関心をもち、参加につなげる取り組みが求められています。

《地域におけるワークショップ等で出された主な現状と課題》

- ☆生活の中で抱える不安
 - ・高齢者世帯や核家族が多くなり、家庭環境の複雑化を感じる。 → 近所づきあいが少ない。
 - ・町内会や子ども会に入らない家庭が増え、地域行事に参加する人が少ない。
 - ・高齢者は得意な相手に対する不安を感じている。 → 介護が必要にならないようにどう老後を迎えるか。
 - ・家族に障がい者がいることを隠すことがある。
 - ・障がい者世帯は困ったときに自分から助けを求めたいと言えない。
 - ・認知症や障がい者に対する知識が乏しく恐怖感があり、関わり方が分からない。
- ☆抱える不安
 - ・民生委員など地域の担い手が不足している。 → 活動の継続が難しい。
 - ・一人の人が複数の役職を兼ねていて負担が大きいの。 → 若い世代の参加が少ない。
- ☆情報
 - ・地域行事や集いの場などの情報が少ない（伝わらない）。 → 回覧板をまわしても見てくれない。
 - ・社会福祉の役割がうまくできていない。 → 担当の民生委員が整分らない。
 - ・地域におけるそれぞれの団体の活動が見えない（分からない）。

《地域福祉に関する市民アンケート調査結果》

☆あなたは、今後、近隣住民とどのような関係が望みますか？

方針

(1) 住民参加の理解と促進

高齢者や障がい者などへの理解を深め、思いやりの心を育む中で、自分たちが地域でできることを考え、行動につなげるための学習の場を充実します。

福祉やボランティア活動に関し、子どもたちの学びから地域住民の生涯学習まで幅広い範囲での福祉学習や体験の機会をボランティア活動者や障がい者団体、地区社協、福祉の専門職等と協働して提供するとともに、新たな学習メニューづくりに努めます。

(2) 地域リーダーの養成と支援

福祉のまちづくりに主体的に活動する地域リーダーの養成と活動の推進を図ります。

住民の地域福祉活動への関心を高め実践に結びつけるリーダーとして、また、地域で支えを必要とする個人や世帯の課題に気づき、ともに解決に向けた寄り添うキーパーソンとして、地域福祉活動を展開する人材を研修会や講座等を通じて養成し、継続的な活動を支援します。

(3) 広報啓発活動の充実

地域福祉に関連した各種行事やイベントの情報は、その成果報告に止まらず、積極的な事前告知を行うとともに、地域の支えあいの事例については活動の魅力を的確に伝える内容とします。また、啓発は広報紙やパンフレット等の紙媒体と合わせ、ホームページやSNSなどのインターネットを活用するなど、地域住民が手に取りやすく、分かりやすい情報発信に努めます。

重点取り組み

学校や企業での福祉体験学習の推進

小・中学校や企業等を対象に、障がい者・高齢者の疑似体験や介助方法の体験学習の機会を提供し、障がい者・高齢者への理解促進を図るとともに、ひとにやさしいまちづくり推進の機運を高めることで福祉やボランティア活動への参加促進を図ります。

<p>【30歳未満までの障がい者・高齢者】</p> <p>小・中学校や企業等を対象に、障がい者・高齢者の疑似体験や介助方法の体験学習の機会を提供し、障がい者・高齢者への理解促進を図るとともに、ひとにやさしいまちづくり推進の機運を高めることで福祉やボランティア活動への参加促進を図ります。</p>	<p>【50歳以上（55歳以上が望ましい）】</p> <p>小・中学校や企業等を対象に、障がい者・高齢者の疑似体験や介助方法の体験学習の機会を提供し、障がい者・高齢者への理解促進を図るとともに、ひとにやさしいまちづくり推進の機運を高めることで福祉やボランティア活動への参加促進を図ります。</p>
---	--

【平成 29 年度実績】 実施件数 71 件 / 参加者数 9,680 名

【平成 35 年度目標】 実施件数 150 件 / 参加者数 11,000 名

①現状と課題

各目標について、地域でのワークショップ等で出された意見や地域福祉に関するアンケート結果等を踏まえ、現状と課題を記載しています。

地域でのワークショップ等	民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等によるワークショップ及び松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
地域福祉に関するアンケート	令和 4 年度に実施した地域福祉に関する市民アンケート及び事業者アンケート

②方針

各目標を実現していくための方針を記載しています。

目標のページの次ページ以降に、方針ごとの内容を記載しています。

③重点取り組み

各目標の実現に向けて、重点的に取り組む事項を記載しています。

- 34 -

○方針のページ

目標 1	支えあいの心を育む
方針	(1) 住民参加の理解と促進

① 福祉に関する普及・啓発の推進

- 高齢者や障がい者への理解を深めるための市民向け講演会やイベント等を開催します。
- 「世界アルツハイマーデー」や「世界自閉症啓発デー」などの機会を通じて普及・啓発活動を積極的に進めます。
- 広報紙やインターネットなど既存の媒体を通じた情報発信と合わせ、地域における新しい場を活用する等、広く情報を発信します。


② 福祉学習・体験の機会づくりの推進

- 小・中・高・大学等の教育現場との連携により、高齢者や障がい者、地域の人との触れ合いを通じて相互の理解促進を図るための学習や体験のメニュー開発に取り組み、支援者の発掘や人材育成を積極的に行います。
- 市内会や福祉、学校などに講師やボランティア等に関する勉強会を開催し、認知症について正しく理解し、認知症の予防や対応の仕方を学ぶ機会となる認知症サポーターを養成します。
- 地域や企業における福祉に対する理解と地域福祉活動への参加促進を図るため、地域住民に身近な学習の場を提供するとともに、地域の関係機関や企業との連携強化を図ります。
- 車椅子やシニア体験セット等、福祉学習や体験に必要な資機材の整備を行います。

③ 寄付文化の醸成

- 赤い羽根共同募金やまごころ銀行といった住民が福祉活動を実施するために活用することのできる貴重な財源を確保するために、地域や企業（福祉）での募金活動を啓発するとともに、街頭募金や各種イベントでの募金活動を積極的に企画実施していきます。
- 住民に対し寄付金の使い道を分かりやすく的確に伝えます。
- 住民からの寄附を積み立てた市民活動推進基金を創設し、市民活動を行う団体へ支援を行うことで、住民の社会貢献意識の醸成を図ります。

② 事例紹介・インタビュー等




「認知症サポーター」の養成講座に参加して、認知症の予防や対応の仕方を学びました。今後は、地域で認知症の予防や対応の仕方を伝える活動に積極的に参加したいと思います。

矢野一哉くん(小3)


【地域での取り組み事例】

松山まつり野球季おどり「じっとしと連」



松山市障害者団体連絡協議会「ボランティア活動推進講座」を開催し、認知症の予防や対応の仕方を学びました。今後は、地域で認知症の予防や対応の仕方を伝える活動に積極的に参加したいと思います。

ふうせん募金



右井東地区社協と右井西地区社協とが合同で、募金をしていただいた方に風船を贈る「ふうせん募金」を地域行事にあわせて行い、赤い羽根共同募金活動の強化を図るとともに、子どもにも募金に興味・関心を持ってもらうきっかけとして、理解啓発の拡大を図っています。

② 事例紹介・インタビュー等

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み(事業)名	取り組み(事業)概要
地域福祉活動推進委員会 【市・市社協】	市民を対象に、地域福祉をめぐる近年の動向と地域福祉活動を推進するための企画での活動推進事例等について、講演会等を実施し講座を開催する。
障がい者理解啓発イベント開催事業 【市社協】	市民へ障がい者の理解や支援活動をするために、啓発イベント(講演会・活動体験コーナー等)を開催し、障がい者福祉の理解や地域福祉活動への参加促進を図る。
出前講座・まちかど講座の実施 【市・市社協】	地域などに出向いて、地域福祉の推進等について説明・意見交換を行い、福祉に関する理解促進を図る。
福祉体験学習事業 【市・市社協】	障がい者の総合体験や介護福祉の体験学習などを通じて、福祉やボランティアに関心を持ち、市民に寄り添い支えあいの心を育む機会を創出し、福祉活動者の拡大を図る。
夏休み！親子ボランティア体験講座 【市・市社協】	ボランティア活動に関心のある親子を対象に、高齢者や障がい者等の介護方法等の学びの機会として講座を開催する。
認知症サポーター養成講座 【市】	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する役割として日常生活の中で支援を行う「認知症サポーター」を養成するため、講座の開催や市内会、企業、小・中学校などへの講師の派遣を行う。
松山市共同募金会 【市社協】	10月から翌年の3月までの間で、各地区共同募金会を通じた個別募金や企業・学校等から寄付金を計画的に募集し、翌年度に配分することにより民間の福祉活動の健全な推進を図る。
市民活動推進基金 【市】	市と市民が一体となって市民活動を支える仕組みとして、寄せられた寄付金と同額を市が追加して基金を積み立て、市民活動団体に事業費を助成する。

③ 主な取り組み

① 方策

各方針を実現するための方策とその内容を記載しています。

② 事例紹介・インタビュー等

各方針に関連する地域での取り組み事例や事業紹介、関係者等へのインタビュー記事やコラムなどを記載しています。

③ 主な取り組み

松山市と松山市社会福祉協議会が本計画策定時に実施している取り組み(事業)を記載しています。

<表示について>

【市・市社協】	松山市から指定管理、委託、補助等を受けて松山市社会福祉協議会が実施
【市】	上記以外で、松山市が実施
【市社協】	上記以外で、松山市社会福祉協議会が実施

○「現状と今後の取り組み」で使用する略称

略称	名称	略称	名称
市	松山市	地区社協	地区社会福祉協議会
市社協	松山市社会福祉協議会	地区民協	地区民生児童委員協議会

3. 現状と今後の取り組み

目 標 1	支えあいの心を育む
--------------	------------------

現状と課題

核家族や一人暮らし世帯の増加に伴い、高齢者や障がい者をはじめ、地域で暮らす様々な人が生活に何らかの不安を抱えており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには身近な地域での支えあいが重要になっています。

地域福祉に関する市民アンケート（以下、「市民アンケート」という。）では、「今後、近隣住民とどこまでの関係を望みますか」という問いに対し、「困ったときに助け合える・相談できる」と答えた割合が約4割であった一方で、「挨拶程度・あまり関わりたくない」という回答も約3割ありました。

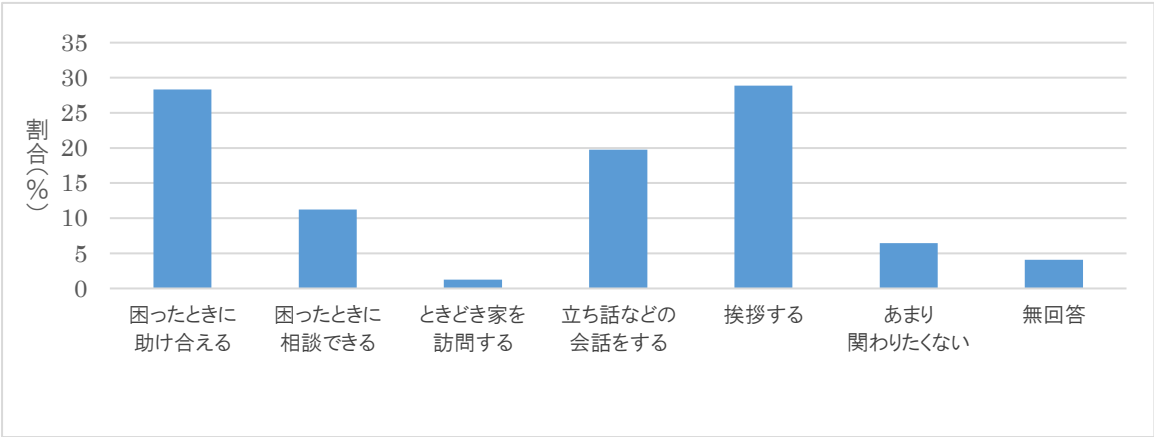
一人でも多くの人々が楽しく知り合い、地域の情報を共有できる機会を設け、地域や福祉に関心を持ち、参加につなげる取り組みが求められています。

《 地域でのワークショップ等で出された主な現状と課題 》

- ☆生活の中で抱える不安
 - ・ 家族関係が希薄化している
 - ・ 近所づきあいが少ない
 - ・ 高齢者は将来に対しての不安を感じている
 - ・ 介護が必要にならないようどう老後を迎えるか
 - ・ 障がい者世帯は困ったときに自分から助けてほしいと言えない
 - ・ 家族に障がい者がいることを隠すことがある
 - ・ 駐車場に障がい者用スペースのないところがある
 - ・ 認知症や障がいのある人に対する関わり方が分からない
 - ・ 学校に行きづらい子どもが増えている
 - ・ 子育てに関する考え方にギャップがある
- ☆担い手
 - ・ 民生委員など地域の担い手のなり手がいない
 - ・ 一人の人が複数の役職を兼ねていて負担が大きい
 - ・ 担い手の後継者がいない
 - ・ 若い世代の参加が少ない
- ☆情報
 - ・ 地域行事やサロンの情報がうまく伝わらない
 - ・ 社会資源の啓発がうまくできていない
 - ・ 地域におけるそれぞれの団体の活動が見えない（分からない）
 - ・ 回覧板をまわしても見てくれていない
 - ・ 担当の民生委員が誰か分からない

《 地域福祉に関する市民アンケート調査結果 》

☆あなたは、今後、近隣住民とどこまでの関係を望みますか？



(1) 住民参加の理解と促進

高齢者や障がい者などへの理解を深め、思いやりの心を育む中で、自分たちが地域でできることを考え、行動につなげるための学習の場を充実します。

福祉やボランティア活動に関し、子どもたちの学びから地域住民の生涯学習まで幅広い範囲で福祉学習や体験の機会をボランティア活動者や障がい者団体、地区社協、福祉の専門職等と協働して提供するとともに、新たな学習メニューづくりに努めます。

(2) 地域リーダーの養成と支援

福祉のまちづくりに主体的に関わる人材を発掘し、地域性をいかしながら福祉活動を牽引する地域リーダーの養成と活動を支援します。

住民の地域福祉活動への関心を高め実践に結びつけるリーダーとして、また、地域で支えを必要とする個人や世帯の課題に気づき、共に解決に向かい寄り添うキーパーソンとして、地域福祉活動を展開する人材を研修会や講座等を通じて養成し、継続的な活動を支援します。

(3) 広報啓発活動の充実

地域福祉に関連した各種行事やイベント、地域の支えあい活動について、広報紙やインターネット等を活用した情報発信を積極的に行います。

地区社協等が地域で取り組むさまざまな行事やイベントの情報は、その成果報告のほか、積極的な事前告知を行うとともに、地域の支えあいの事例等については活動の魅力を的確に伝えられる内容とします。また、啓発は広報紙やパンフレット等の紙媒体と合わせ、ホームページやSNSなどのインターネットを活用するなど、地域住民が手に取りやすく、分かりやすい情報発信に努めます。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目 標 1	支えあいの心を育む
方 針	(1) 住民参加の理解と促進

①地域福祉に関する普及・啓発の推進

- 高齢者や障がい者への理解を深めるための市民向け講演会やイベント等を開催します。
- 「世界アルツハイマーデー」や「世界自閉症啓発デー」などの機会を通じて普及・啓発活動を積極的に行います。
- 広報紙やインターネットなど既存の媒体を通じた情報発信と合わせ、地域の集いの場を活用するなど、広く情報を発信します。

②地域（住民、学校、企業等）での福祉教育の推進

- 自分たちの住んでいる地域の現状や課題を知る機会を通じて、地域に対する想いや関心を高め、地域への愛着を深めていくことができるよう、地域住民の交流の機会や身近な学習の場の提供に取り組みます。
- 小・中・高・大学等の教育現場との連携により、高齢者や障がい者、地域の人との触れ合いを通じて相互の理解促進を図るための学習や体験のメニュー開発に取り組み、支援者の発掘や人材育成を積極的に行います。
- 町内会や職場、学校などに講師が出向いて認知症に関する勉強会を開催し、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支える認知症サポーターを養成します。
- 地域福祉に対する理解と地域福祉活動への参加促進を図るため、地域の関係機関や企業との連携強化に努めます。
- 車椅子やシニア体験セット等、福祉に関わる学習や体験に必要な資機材の整備を行います。

③寄附文化の醸成

- 赤い羽根共同募金やまごころ銀行など、住民が行う福祉活動に活用できる貴重な財源を確保するため、地域や企業（職域）での募金活動を啓発するとともに、街頭募金や各種イベントでの募金活動を積極的に企画実施していきます。
- 住民に対し寄附金の使い道を分かりやすく的確に伝えるとともに、銀行・信託銀行等と連携を図り、相続や遺贈等の相談・支援を通じて、寄附文化の醸成に努めます。
- 住民からの寄附を積み立てた市民活動推進基金を設置し、市民活動を行う団体へ支援を行うことで、住民の社会貢献意識の高揚を図ります。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
地域福祉活動推進講演会 【市・市社協】	市民を対象に、地域福祉をめぐる近年の動向と地域福祉活動を推進するための全国での活動展開事例等について、県外講師等を迎え講演会を開催する。
認知症理解啓発事業(オレンジガーデニングプロジェクト) 【市・市社協】	9月の「世界アルツハイマー月間」に合わせた市民の参画による啓発イベントを開催し、認知症に対する理解啓発や地域住民活動への参画促進を図る。
出前講座・まちかど講座の実施 【市・市社協】	地域などに出向いて、地域福祉の推進等について説明・意見交換を行い、福祉に関する理解促進を図る。
福祉体験学習事業 【市・市社協】	障がいの疑似体験や介助方法の体験学習などを通じて、福祉やボランティア活動への参加促進を図るとともに、将来に渡り障がい者や高齢者等にやさしいまちづくりを推進する。
認知症サポーター養成講座 【市】	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者として日常生活の中での支援を行う「認知症サポーター」を養成するため、講座の開催や町内会、企業、小・中学校などへの講師の派遣を行う。
認知症地域サポート連携会議 【市・市社協】	認知症の人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、認知症高齢者の見守り体制を進めるため、行政機関や民間企業等の関係団体で構成する連携会議を開催する。会議には、認知症サポーター養成講座の受講団体にも参加してもらい、地域の取り組み事例を紹介することで、理解を深める。
松山市共同募金会 【市社協】	10月から翌年の3月までの間で、各地区共同募金会を通じた個別募金や企業・学校等から寄附金を計画的に募集し、翌年度に配分することにより民間の福祉活動の健全な推進を図る。
市民活動推進基金 【市】	市と市民が一体となって市民活動を支援するしくみとして、寄せられた寄附金と同額を市が追加して基金を積み立て、市民活動団体に事業費を助成する。
遺贈等寄附金受入事業 【市社協】	銀行・信託銀行と締結した遺贈に関する協定書（令和4年3月締結）に基づき、松山市や各銀行等と連携を図り相続や遺贈等の相談、遺言書の管理等を支援するとともに新たな協定先との締結ならびにチラシの配布や研修会等を通じて、理解者の拡大と寄附文化の醸成に努めている。

目 標 1	支えあいの心を育む
方 針	(2) 地域リーダーの養成と支援

① ボランティア活動者の発掘と養成

- 松山市ボランティアセンターで、ボランティア活動のきっかけとなる「ボランティア養成講座」等を通じ、多くの方にボランティア活動を身近なものとして感じてもらえるよう取り組み、活動者の発掘を行います。
- ボランティア活動のテーマ性を高めるための講座を実施し、地域課題に迅速に対応できる体制づくりを行います。

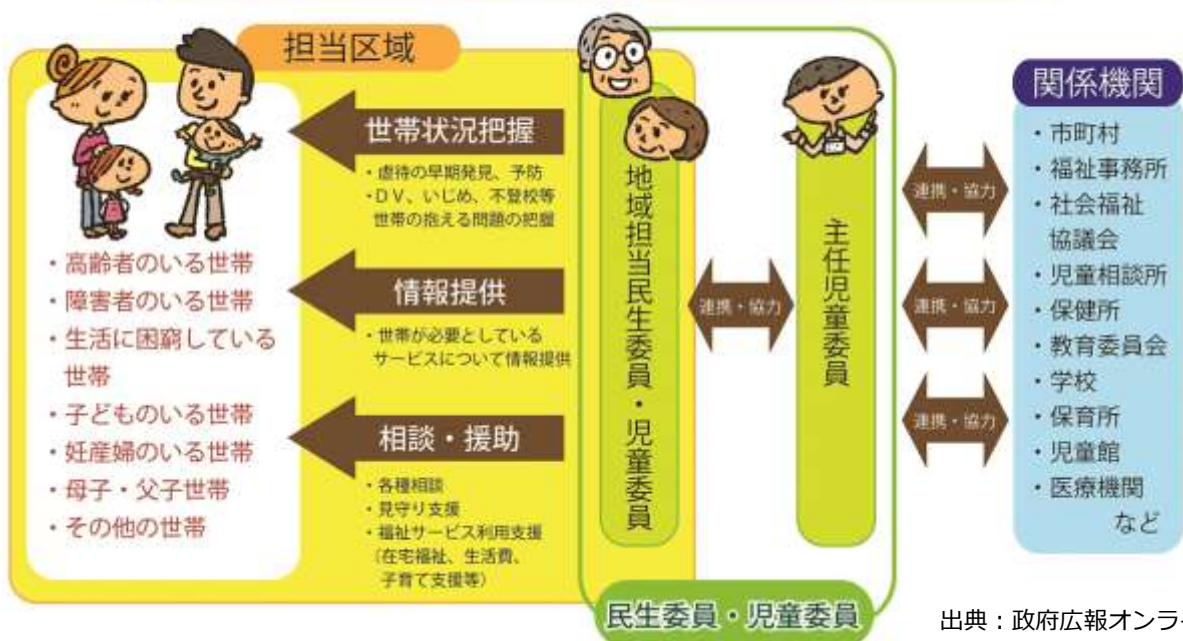
② 民生委員・児童委員の活動環境の整備

- 各種広報紙やイベント等で、民生委員制度に関する広報活動を積極的に行います。
- 民生委員・児童委員の活動に必要な福祉サービス等の情報及び行動マニュアルをまとめた「民生・児童委員活動ハンドブック」を整理し、更新・充実します。
- 民生委員・児童委員の活動に必要な幅広い知識の習得や、委員相互の情報共有や支えあいの機会として、各種研修をより効果的に実施します。

③ 地域の担い手の養成と支援（地区社協の強化）

- 地区社協に対し活動に必要な財政的支援をはじめ、情報提供、活動についての相談、助言、研修会の開催など総合的な支援を行うとともに、一つの地区で解決できない課題や各地区が共通して抱える課題については、松山市地区社会福祉協議会連絡会のブロック制を活用する等、地区社協と連携・協働して問題解決に向け協議し対応策を検討します。
- 地区社協が地域住民に存在を認知され信頼を得ることを目指し、地区それぞれの地域の特性を反映した「地域福祉活動計画」の策定や次期計画更新に向けた支援を推進します。
- ボランティア、学生、企業の人材に対し、地域の福祉ニーズを知る機会を提供するとともに、解決に向けての手法等について考え・学ぶための研修や講座等を実施し、支援体制の整備を図ります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



出典：政府広報オンライン

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
はじめてのボランティア講座および ボランティア交流体験事業 【市・市社協】	ボランティア活動に関心のある方や、これから活動を始めようとする方々がスムーズに第一歩を踏み出せるよう体験の場などを提供することにより、ボランティア活動への機運の醸成を図る。
ボランティア養成講座 【市・市社協】	広く市民に対して、障がい者への理解やボランティア活動への参加促進を図ることを目的として専門的な講座（手話・点訳・朗読）を開催する。
松山市民生児童委員協議会の 運営支援 【市・市社協】	毎月地区民協会長会を開催し、行政や福祉関係機関から民生委員・児童委員が実施する地域の福祉活動の事務連絡や協議・意見交換等を行うとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るための研修会等を開催する。
民生・児童委員活動ハンドブックの 更新 【市】	民生委員・児童委員の意見や要望を踏まえたハンドブックの内容の修正や定期的な更新を行う。
松山市地区社会福祉協議会連絡会の 運営 【市社協】	各地区社協相互の連絡調整機能を強化し、各地区社協の情報交換及び連携・協働を促進することにより、市社協及び地区社協の事業・活動の更なる活性化を図る。
地区社協担い手養成講座 【市社協】	会長、事務局長、援護部長、啓発調査部長等の地区社協役職者の役割を明確化するとともに、地区社協を担う人材の育成を図る研修会を開催し、地区社協の底上げを図る。
地域つながりサポーター養成講座 【市社協】	生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる通いの場を作る意義を学び、地域でのつながりづくりをサポートする人材を養成する。

目標 1	支えあいの心を育む
方針	(3) 広報啓発活動の充実

①地域情報の収集と活用

- これまで地域にあまり関心のなかった住民等が自分の地域に関心を持ち活動するきっかけになるよう、身近な地域の情報を収集・発信していきます。
- 地区社協の活動や開催行事等の地域情報を掲載した「地域カルテ」を作成・更新し、地域住民へ地域福祉やボランティアに関する情報提供を行います。
- 地区社協が随時発行する「地区福祉だより」など、各地区の多様な福祉情報を発信するための運営費等の支援を継続します。

②情報発信ツールの拡大

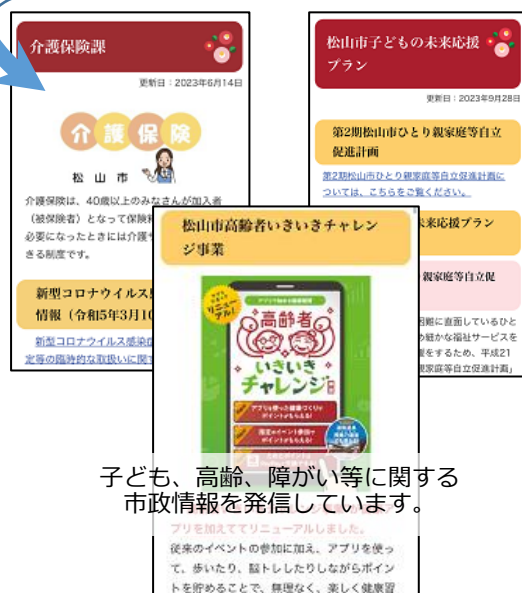
- 「社協だより」や「おせったい通信」などの広報紙の発行や、ホームページ等既存の媒体を通じた情報発信と合わせ、地域の集いの場や研修会等を利用する等、地域活動の情報を広く発信していきます。
- フェイスブックやLINE等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、最新の情報を積極的に発信します。また、災害時の情報源としても活用します。



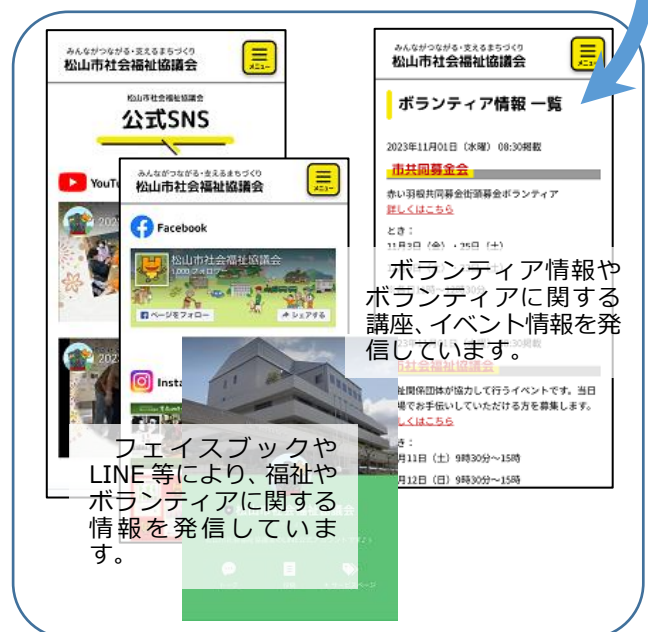
市ホームページ
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>



市社協ホームページ
<https://www.matsuyama-wel.jp/>



子ども、高齢、障がい等に関する
 市政情報を発信しています。



フェイスブックや
 LINE等により、福祉や
 ボランティアに関する
 情報を発信していま
 す。

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
地域カルテの作成・情報更新 【市・市社協】	「地域カルテ」を作成し、地域の社会資源や福祉課題について把握するとともに、地区社協の活動を振り返ることで地域福祉活動の活性化及び活動者の拡大につなげる。
ボランティア情報紙の発行 【市・市社協】	市内のボランティア情報や関連する研修・イベント開催等の情報を収集し、情報紙として「おせたい通信」を毎月発行することにより、ボランティア活動者の拡大を図る。また、LINE を活用した情報発信も併せて行う。
「地域のお宝発見！へこまんくんといく！」の発行 【市社協】	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが取材した、市内のつながり・支えあう地域の多様な取組を「地域のお宝」として紹介。SNS（市社協フェイスブック等）でも発信している。
広報啓発事業 【市社協】	広く市民に地域福祉活動の紹介や講座等の参加者募集等を行うとともに、タイムリーな情報を発信し、市社協の広報啓発及び理解者拡大に努める。 ア. 広報紙の発行等（社協だよりの発行、ラジオ広報、懸垂幕等） イ. ホームページの運営 ウ. ソーシャルメディアの運用
松山市福祉大会の開催 【市・市社協】	市内の福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり福祉活動に功績のあった方々を表彰し、謝意を表するとともに、講演等を通じて関係者の共通理解と連携を促進する。
まちづくり協議会の情報発信 【市】	まちづくり協議会通信「つなぐ」の発行やフェイスブックでの情報発信等により、まちづくり協議会の認知度を高め、活動への関心・理解を深めていくことで、住民主体・住民参加の意識醸成を図る。
子育て支援情報の発信に関する連携協定 【市】	フリーペーパーの発行や WEB サイトを運営する各社と子育て情報発信に関する連携協定を締結し、少子化対策や子育て支援に関する取り組みを積極的に、また効果的に情報発信を行う。



フェイスブックページ

「松山市まちづくり協議会情報局」

「行政主体、住民参加」から「住民主体、行政参加」のまちづくりを目指し、設立されたまちづくり協議会の活動を情報発信することで、まちづくり協議会に対する市民の理解を深めるとともに、まちづくり協議会の普及拡大を目的に、まちづくり協議会等の活動内容やイベント情報をアップします。

その他、各地区のまちづくり協議会が独自に、ホームページやブログ、フェイスブックやツイッターなどを活用して情報発信をしています。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

3. 現状と今後の取り組み

目標 2	みんなが主役になれる 環境づくり
-------------	-------------------------

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進展する中で、家庭環境の変化、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域での住民同士のつながりや助けあいの機能が低下してきています。

市民アンケートでは、「ボランティア活動や住民の支えあい活動に興味・関心がありますか」という問いに対し、全体の5割以上が「興味・関心がある」と回答された一方で、働き世代（30～60代）は無関心の割合が高いという傾向が示されました。また、過去1年間のボランティア活動や支えあい活動の頻度については、「全く行っていない」との回答が64%となっています。

年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に生きがいを持って地域活動に参加し、また、地域福祉の担い手としてやりがいを感じながら活躍できる環境づくりが求められています。

《 地域でのワークショップ等で出された主な現状と課題 》

☆地域の交流

- ・ 町内会や子ども会に入らない家庭が増え、地域行事に参加する人が少ない
- ・ 共働き家庭が増え、地域行事に参加しづらい
- ・ 昔から住んでいる人と新しく転入してきた人との交流がない
- ・ 昔ながらの人間関係が希薄
- ・ 近所づきあいがなくなってきた
- ・ 話し相手がなく引きこもりがちな人（子ども）が増えている
- ・ 子どもをもつ親同士の交流の場がない

☆地域活動への参加

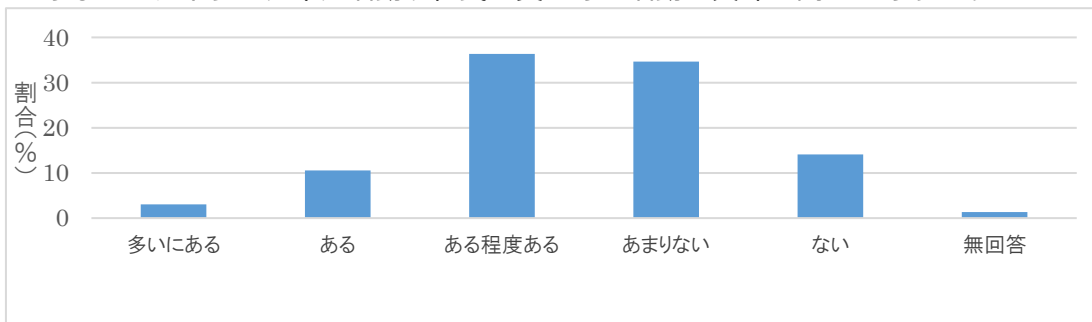
- ・ 障がい者が地域の行事に参加しにくい
- ・ 介護予防のため日頃から活動できる場所が欲しい

☆集まれる場所・拠点

- ・ 人が集まれる場所がない
- ・ 高齢者や障がい者が気軽に通え、話せる場所がほしい
- ・ 公民館・集会所等の設備のバリアフリー化が進んでいない
- ・ 子どもが遊べる場が近くにない
- ・ 通える範囲に交流のできる場所がない

《 地域福祉に関する市民アンケート調査結果 》

☆あなたは、ボランティア活動や住民の支えあい活動に興味・関心がありますか？



(1) 地域住民の交流の場の充実

誰もが気軽に参加し、地域の幅広い年齢層の人々や様々な団体が出会い、交流できる場づくりを支援します。

「介護予防」や「子育て」など地域の中で同じ目的を持つ住民同士の仲間づくりを進め、この活動を世代や分野、国籍を超えた住民組織・団体へ働きかけることにより、更なる出会いの機会につなげます。さらに住民が主体的に参加する新たな活動の運営を継続的に支援します。

(2) 地域活動の拠点づくり

気軽に立ち寄れる身近な地域での活動拠点づくりや、困りごとなども相談ができ、自分の思いをカタチにできる、生きがいある地域の縁側のような拠点づくりを支援します。

公的施設に限らず、民間のスペース等を活用した交流の場、さらには地区社協の事務拠点と活動スペースの確保を図り、その空間と地域を効果的につなぎ、活用する人材を養成します。また、松山市総合福祉センター等福祉のランドマークとなる拠点でも、モデル事業の実施・検証を行い、地域での取り組みにいかします。

(3) 地域福祉活動の機会づくり

誰もが地域の一員としてやりがいを持って活躍できる機会を充実させていきます。

年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、地域住民の誰もが楽しく、より積極的に地域福祉活動に参加・参画できるよう、従来の活動や事業を見直し充実させるとともに、必要に応じて新たなしくみづくりに取り組みます。また、各地区が行う福祉活動と松山市ボランティアセンター機能の連動性をより強化し、地域福祉活動の重層的な支援を図ります。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目 標 2	みんなが主役になれる 環境づくり
方 針	(1) 地域住民の交流の場の充実

①世代や分野、国籍を超えた交流の場づくり

- 高齢者、児童、障がい者、外国人などの世代や国籍を超えた全ての地域住民が積極的に地域活動に参加できるよう、地域で実施している「ふれあい・いきいきサロン」や「地域交流サロン」を活用した世代間交流の開催や、公民館活動、松山市総合福祉センター等の福祉拠点で実施する各種イベント等への参加を促進し、福祉への理解を深めていきます。
- 高齢・障がい・児童の各分野のニーズに即した事業を展開するとともに、特に共働き・ひとり親家庭等の子育て支援事業の充実に取り組み、地区社協等との協働により地域で安心して子育てができる支援体制の拡充に努めます。
- 地域や住民のニーズに応じた交流の場づくりとして、サロンや見守りなどの保健・福祉活動だけでなく、ボランティア、防災、動物愛護等の活動をきっかけに地域住民の交流ができるよう、行政の制度や支援、取り組みの周知に努めます。

②介護予防や生きがいづくりを視点とした交流の場づくり

- 誰もが介護予防や生きがいづくりに関心を持てるよう、参加しやすい環境づくりに努めます。
- 身近な地域で介護予防や生きがいづくりを目的とした住民主体の集いの場の立ち上げと継続的な活動を支援します。
- 活動実践の身近な事例を紹介する機会をつくります。

③仲間を増やす場づくり

- 高齢クラブや障がい者団体等の当事者団体やグループの活動を支援するとともに、児童館や地域子育て支援センター、子育てひろばなどの子育て世代の親子が交流する場・機会を提供します。

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
「ふれあい・いきいきサロン」の運営支援 【市・市社協】	市が介護予防に役立つと判断する住民主体の通いの場に対し、その継続性と活性化に向けて支援することにより、高齢者の心身機能の維持向上及び介護予防の地域展開を図る。また、気軽にサロン活動を始められるよう、登録要件を緩和した「緩和型サロン」への支援を行う。
「地域交流サロン」の運営支援 【市社協】	子育て中の保護者や障がい者、高齢者等が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換の拠点として参加者が主体的に立ち上げた地域交流サロンに対し活動支援を行う。
子ども服交換会 【市社協】	まだ着られるがサイズの合わなくなった子ども服等をこれから必要とする方へ譲るなど、参加者による互助のしくみづくりをコーディネートすることで、子育てに関する情報交換や交流の場づくりを提供するとともに、ごみ減量化等への意識向上に努める。
おもちゃ図書館ひみつきち 【市社協】	障がいの有無にかかわらず子ども達が共に遊び、育つ場にするとともに、子育て中の親が気軽に集い、相談できる場としても活用できる居場所づくりに努める。
地区公民館の事業 【市】	地域住民のニーズに即した講座や地域課題解決のための活動の実施、夏祭りや文化祭などの地域行事、世代間が交流するものなど地域の絆を深める活動への支援を行う。
松山健康づくり体操教室 【市社協】	60歳以上の方を対象に年間を通して体操教室を開催し、運動機能の維持・向上を図ることにより、介護予防や健康づくりに努める。
北条文化の森いきいき講座 【市社協】	高齢者等を対象に趣味講座を開催して、生きがいや仲間づくりの輪を広げ、北条地域の福祉活動づくりを進めるとともに、北条社会福祉センターを中心とした福祉講座等の利用促進を図る。
懐かしの名画劇場開催事業 【市社協】	映画史を代表する名作映画に触れることにより、広く市民が文化・芸術に親しみながら知識・教養を深めるとともに、高齢者等の社会参加と生きがいづくりの促進を図る。
高齢クラブの支援 【市】	社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業等を行う高齢クラブに活動費を助成し、加入者の増加や活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。
親子ふれあいコミュニティ広場事業 【市】	教育時間終了後や長期休業中に市立幼稚園の園庭を開放し、在園児親子や地域の未就園児親子が楽しく過ごす時間と場所を提供し、芝生庭園の有効活用に努める。保護者・子ども・教師が、共にいろいろな遊びを楽しんだり、子育てを相談したりする中で、子どもの成長を感じ、育児への意欲を喚起するとともに、育児不安の解消、保護者同士のつながりを広げる機会としていく。また、私立幼稚園の同種事業の周知に努める。
児童館の運営 【市】	18歳未満のすべての子どもに、地域での遊びや生活の援助、子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的に、親子体操等のイベント、おもちゃや絵本の貸出し、交流の場の提供等を行う。
地域子育て支援拠点の設置 【市】	乳幼児とその保護者が気軽に集える場所を設け、交流の促進や子育て相談、子育て支援に関する情報提供などの必要な援助を行い、子育て環境の充実を図る。

目 標 2	みんなが主役になれる 環境づくり
方 針	(2) 地域活動の拠点づくり

①身近な地域での活動拠点（スペース）の開拓

- 地区社協を対象とした事務拠点整備と運営支援助成制度を継続し、公的施設を含め、活動拠点の確保に努めます。
- 学校の余裕教室や、空き店舗・空き家など、公的施設に限らず住民が地域の活動拠点として認知している集まりの場などにも視野を向け、「地域の福祉」拠点としての機能を持つことが可能であるものについては、その場の所有者に対して理解を促し、柔軟な発想で開拓に向けて検討していきます。

②福祉センターの活用

- 市内の活動実践者を対象に、地域リーダーや推進役としての学びの場を提供し、地区や活動分野を越えた関係者間の情報交換の拠点として活用します。
- 福祉やボランティア、地域情報の収集及び発信の拠点として機能させます。

③拠点におけるコーディネーター的人材の養成

- 先駆的かつモデル的な取り組みを積極的に行い、その成果を地域リーダーと共有し、各地区での取り組みを支援します。
- 市社協職員は中間支援組織や行政関係部署との連携を深め、コミュニティーソーシャルワーカーとしてのスキルアップに努めます。
- テーマ型の活動者と地縁型の活動者のそれぞれの特徴をいかすコーディネート機能の向上に努めます。

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
いきがい交流センターしみず管理運営 【市・市社協】	小学校の余裕教室等を活用し、高齢者に対し社会的孤立感の解消と心身機能の向上を図るとともに、清水地区社協による住民の主体的な福祉・文化・レクリエーション等の学習及び異世代交流事業等を実施し、学社（学校と地域社会）融合の拠点から地域福祉活動を進める。
地区社協の基盤整備 【市社協】	地区社協の事務拠点整備に向けた支援及び助成を行うとともに、地域情報の共有や人材の発掘・育成、他団体との連携強化、相談窓口機能等の基盤強化に努める。
拠点（市社協支所）の整備 【市社協】	企業及び関係団体等と連携し市社協の活動拠点の整備を図り、地域支援体制整備の強化に努めるとともに、拠点の活用を図る。また、災害ボランティア活動の資機材を保管するため企業と連携して倉庫の整備・資機材の管理に努める。
公民館の運営 【市】	地域住民をつなぐ身近な施設として、生涯学習の場を提供し、住民の誰もが豊かな人間性や生きがいを持ち、元気で安心して快適に暮らせる地域づくりに貢献する。
隣保館（ふれあいセンター）の運営 【市】	地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。
総合福祉センター管理運営 【市・市社協】	市全域の福祉活動の拠点施設として、市民の福祉活動への参加を促進するため、地区社協や障がい者団体の活動室の提供や、ボランティア、福祉関係者等の活動会場の貸出を行い、ボランティアグループや福祉関係団体・行政等との協働、福祉人材の育成、情報の収集・発信、高齢者や障がい者等の社会参加の促進に努める。
北条社会福祉センター管理運営 【市・市社協】	北条地域の福祉活動の拠点施設として、福祉関係者等への会場の貸出や施設の維持管理に努める。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目標 2	みんなが主役になれる 環境づくり
方針	(3) 地域福祉活動の機会づくり

①地域活動・ボランティア活動への参加促進

- 住民のボランティア活動を支えるボランティアセンターのコーディネート機能の充実・向上を図るとともに、地区社協等とのネットワーク化を促進し、誰もが参加できるボランティア・市民活動を創出します。
- ボランティア情報紙「おせたい通信」の発行など、ボランティアの募集や講座・イベント等の開催に関する情報を発信し、活動への参加促進及び人材育成につながるような支援を進めていきます。
- 住民が気軽に支えあい、助けあいに参画できるしくみとして、「地域福祉サービス事業」の充実を図ります。
- 地域活動を行う団体への支援等により、それぞれの活動に参加しやすい環境をつくります。

②高齢者・障がい者等の社会参加の促進と生活支援

- 高齢者や障がい者が行うボランティア活動等を支援するとともに、社会参加・社会貢献に対する意欲を尊重し、地域福祉活動への積極的な参加を促すため、小中学校等での交流事業等のきっかけづくりや市民団体・地域団体への参加促進を図ります。
- 障がいのある人が進んで社会参加できるように、生活相談や権利擁護の視点から本人や家族等に対する支援を行うとともに、障がい者の社会参加を支えるボランティアを育成するための研修会等を開催します。

— 地域福祉サービス事業（愛称：ちくたく） —

日常生活を営む中で何らかの支障が生じている家庭に対し、ゴミ出し等簡易な生活援助を地域のボランティア（協力会員）が行う、**住民の助けあい、支えあいの心を基調とした住民参加型在宅福祉サービス**です。市内では現在約 2,000 人の協力会員登録があり、それぞれの地域でボランティア活動に協力していただいております。

<地域福祉サービス事業 利用の流れ>



活動事例等を
掲載予定

実施主体である地区社協と連携し、協力会員等の人材の育成を図るための福祉講座、協力会員の研修、また、福祉だよりの発行などの啓発活動を積極的に行い、本事業の活性化を図ります。

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
ボランティアセンターの運営 【市・市社協】	ボランティアセンターが持つべき機能の強化を図るために、活動のコーディネートや体験学習支援、情報発信を進める。特に災害時に活動可能な災害ボランティアの育成強化としくみづくりを進めるとともに、中核的な役割を担う若年層ボランティアの研修からリーダー育成を図る。
地域協働活動応援事業 【市】	まちづくり協議会や町内会連合会、町内会・自治会などの地域コミュニティ組織を支援し、防犯、社会福祉、環境美化などの地域活動を推進する。
道後温泉浴衣活用事業 【市社協】	市の観光PR等を目的として道後温泉本館の浴衣を活用した製品を製作する。また、製品は、高齢者・障がい者の就労支援や生きがいづくりにつながる福祉活動により製作する。（ブランド名：松山トリコ）
松山市ボランティア連絡協議会運営支援 【市社協】	松山市ボランティア連絡協議会との連携を継続支援するとともに、協議会の課題である担い手の高齢化や新規活動団体の参画に向けての環境づくりのため検証を行い、組織の活性化と改革を踏まえた取り組みを行う。
認知症高齢者SOSネットワーク事業（通称「おまもりネット」） 【市・市社協】	市・市社協・警察・地域包括支援センター・地域住民・企業等が連携し、徘徊等で行方不明となった高齢者を携帯電話等のメール機能を活用し検索する。検索協力者及び利用者の登録拡大を図り、検索協力者に迅速な情報発信を行い、行方不明者の早期発見・保護につなげる。
意思疎通支援者養成事業 【市・市社協】	聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意のある方を対象に、手話通訳や要約筆記の知識・技術の提供を行うため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を養成し、聴覚障がい者等の福祉の増進に努める。
イクじい・ばあばママサービスの利用補助 【市】	松山シルバー人材センターの養成講座を受講した会員が家事や子育ての手伝いを行う「イクじい・ばあばママサービス」の利用補助を行っている。
発達障がいに対する理解及び啓発、就労支援に向けた研修 【市・市社協】	地域、職場、学校等での発達障がいに対する理解を広めるために、地域住民や福祉関係者向けの研修会等を開催し、市、市社協、発達障がいに関係する団体等との連携を推進する。
精神障害者地域移行・地域定着支援事業 【市】	精神科医療機関の長期入院者のうち、症状が安定しており、かつ、受け入れ条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を与え、退院のための訓練を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を支援する。
高齢クラブの支援 【市】	社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業等を行う高齢クラブに活動費を助成し、加入者の増加や活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。
本人活動支援事業 【市】	在宅の知的障がい者・児のボランティア活動（清掃活動、親子の集い、老人ホームの慰問等）を推進し、社会生活能力の向上と社会参加の促進を図る。
地域活動支援センターへの助成 【市】	精神障がい者が利用する地域活動支援センターの運営に係る経費を補助し、障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う。
放課後子ども教室運営事業 【市】	放課後などに子どもの居場所をつくり、地域住民がスタッフとなって宿題の見守りやプリント学習、スポーツ・レクリエーション、高齢者との昔遊びを通じた交流、茶道・書道などの文化体験などを行う。
聴覚障がい者等生活訓練事業 【市・市社協】	在宅の聴覚障がい者等を対象に、訪問による情報提供や生活面の支援、日常生活に必要な知識や技術を身につけるための訓練となるセミナーや講座を開催し、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の獲得や社会参加に努める。
チームオレンジの活動 【市】	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの活動を行う。
ふれあい収集事業 【市】	ごみ出しが難しい高齢者などを対象に、市職員が自宅前まで訪問してごみを収集しごみ出しの負担を減らすとともに、必要に応じて声掛けし、孤立化を防ぐ「ふれあい収集」を実施している。

3. 現状と今後の取り組み

目 標 3	丸ごと支援のしくみづくり
-------	--------------

現状と課題

住民一人ひとりが地域で生活する中で直面する福祉課題は多様化・複雑化しており、既存の福祉サービスだけでは対応しづらい「制度の狭間」となる課題も増えています。その解決に向け地域住民と専門機関等が連携した支援体制が重要となっています。

市民アンケートでは、「お住まいの地域でどのような分野の課題や問題があると思いますか」という問いに対し、20～30歳代では「児童福祉（保育・子育て等）」、40歳代を境に「高齢福祉（介護等）」、50歳代を超えると「保健・医療」と回答した人が多くなっています。

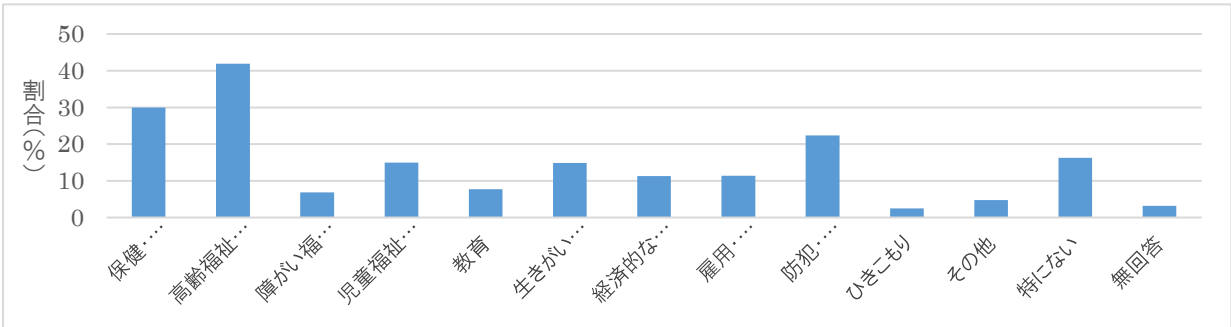
このように、各世代のライフステージや家庭環境等によって生活課題が変化し、抱える課題が重複する場合があることなどを地域住民、専門職等それぞれが理解するとともに、地域住民による支えあいと公的な支援体制が連動しながら課題解決に向かう体制づくりが求められています。

《 地域でのワークショップ等で出された主な現状と課題 》

- ☆早期発見
 - ・マンション等の増加やひきこもりがちの方が増え、独居高齢者の情報が入りにくい。また、独居申請をしたくない高齢者もいる。
 - ・障がい者、引きこもり当事者を支援するための情報共有ができていない
 - ・障がいがある人への関わり方が分からない
 - ・独居高齢者の安否確認はできているが、高齢者世帯や日中独居の世帯は手薄になっている
 - ・家族に緊急連絡先になることを拒否される ・身寄りがない人が増えた
 - ・個人情報の問題もあり、支援に入りにくい
 - ・コロナの影響により、学校との情報交換の機会が減った
 - ・さまざまな団体が協力しなければ支援を必要としている人を見つけられない
- ☆生活のしづらさを抱える人・世帯への関わり方
 - ・認知症や障がいのある方で金銭管理ができない人への支援が難しい
 - ・経済的に生活が困難な人からの相談に苦慮している
 - ・家庭問題が複雑・多様化している（8050問題、ダブルケア、老々介護等）
 - ・災害時に障がいのある人の避難に関われる人手が少ない
 - ・子育てをしながら親の介護をしている人がいる ・障がい者世帯は訪問しても嫌がられる
 - ・共働きやひとり親世帯が増加した ・避難場所に行くまでの手段が不安
 - ・空き家が増加し管理できていないところも多い

《 地域福祉に関する市民アンケート調査結果 》

☆あなたは、現在お住まいの地域でどのような分野の課題や問題があると思いますか？
（3つ以内の複数回答）



(1) 地域情報の把握と共有

積極的に地域に出向き、地域情報を把握するとともに、地域住民及び関係機関・団体とその情報の共有に取り組みます。

積極的に地域の集いの場や座談会等に出向き地域住民の声を聞くことで、潜在化する社会資源や福祉課題に着目しながら地区の実情を把握します。また、個別の課題から見えてくる地域に共通する課題なども捉え、地区社協連絡会のブロック単位の研修会等で、それらの情報を共有するとともに、身近な地域での課題解決の実践に活用します。

(2) 安心できるつながりの促進

複合化・複雑化する生活課題に対応できるよう、住民組織や事業者、専門機関や福祉以外の分野を含む様々な関係機関のネットワークの構築を図ります。

「社会的孤立」や「制度の狭間」など、住民や世帯が抱える多様化かつ深刻化する生活課題の解決に向けて具体的な個別支援の実践に取り組む中で、専門機関・専門職による他職種連携や住民組織、事業者・市民団体等とのネットワークの構築を図り、相談・支援機能と「地域の福祉力」の強化に努めます。

(3) 支えあうしくみづくり

様々な地域生活課題を抱える個人やその世帯を早期に把握し地域で相談・支援を行う体制や、分野横断的な支援のしくみづくりに取り組みます。

地域の見守り機能を強化することで生活課題への早期対応を図るとともに、年齢や障がいの有無、制度や分野にとらわれることなく、日常生活や災害等の非常時に誰もが役割を持ちながら助けあい、安心して暮らしていけるしくみづくりを推進します。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

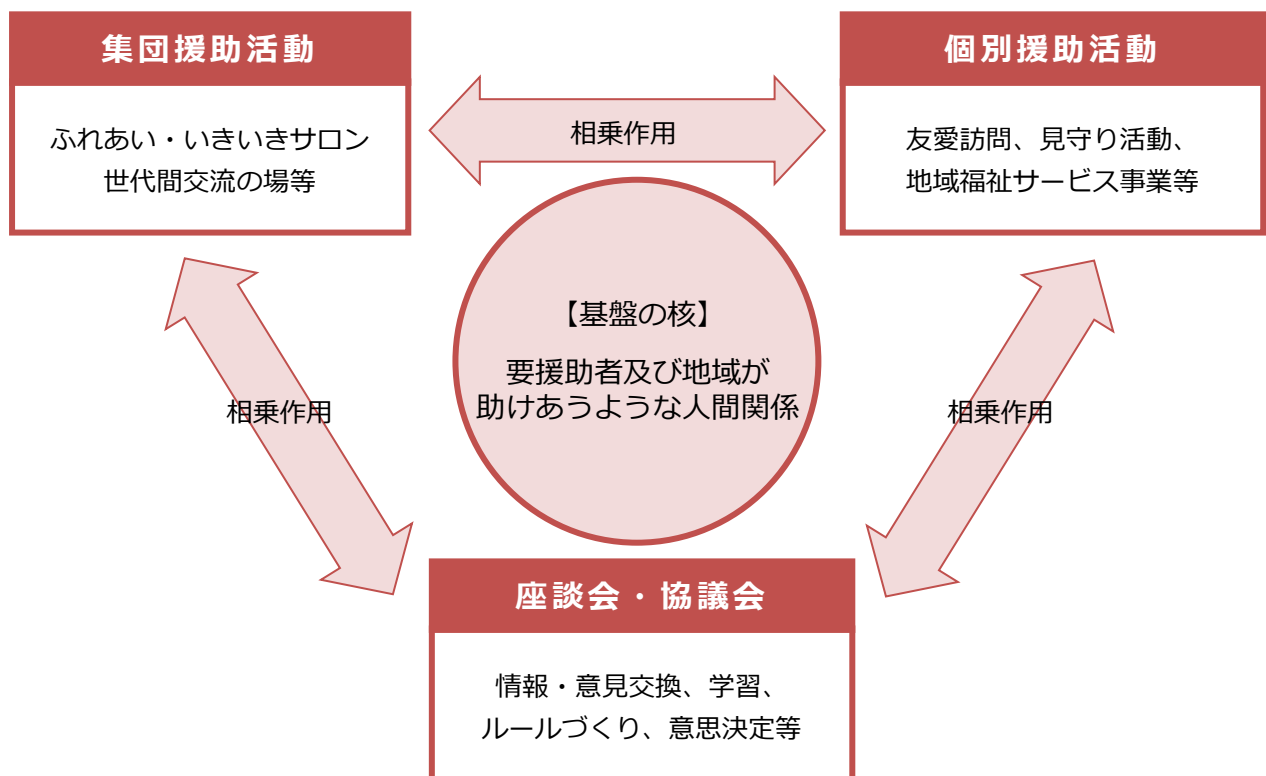
— 地域福祉推進の交流基盤づくり —

全国的に少子高齢化や核家族化が進行しており、市内でも一世帯当たりの平均人数が2人未満の地区が多くなっています。これは単に単身世帯の増加と捉えるのではなく、高齢化を加味すれば家族で支えあうことができない世帯が地域の中に多く存在すると考える必要があります。

従って、今後の地域福祉への取り組みは地域の中で「いかに助けあうような人間関係を築くか」が重要となっています。

このように更なる効果的な人間関係づくりを実践するためには、地域福祉交流基盤（下図参照）の整備を進めています。

《地域福祉交流基盤》



具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目標 3	丸ごと支援のしくみづくり
方針	(1) 地域情報の把握と共有

①アウトリーチ機能の強化

- 住民ニーズを把握するため、地区民協定例会や地区社協が実施する福祉講座・住民座談会等へ積極的に参加し、それぞれの地域あるいは個々の住民にあった福祉サービスの提供に努めます。

②地域課題や社会資源を共有するしくみづくり

- 地域の課題や社会資源をつなぐ要として地区社協、民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、地域住民を主体としたボランティアが活躍できる環境づくりを行うことで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 地区民協、地区社協等のブロック連携を積極的に活用し、研修会の開催やモデル事業を実施することで地区間の情報共有を図るとともに、地区間の協働や適度な競争、相乗効果を促すことで活動の活性化を図ります。
- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の課題解決を図る地域ケア会議での情報を集積し、地域に共通した課題の明確化・共有を行います。
- 地域の福祉課題の解決に向け、福祉分野に捉われない幅広い関係団体等が連携・協働する取り組みを推進します。

③「地域福祉活動計画（地区社協）」の策定支援

- 地区社協が主体となって策定する、地域ごとの特性をいかした「地域福祉活動計画」の策定及び計画の更新について継続した支援を行います。
- 「地域福祉活動計画」の目標達成に向け、地区社協の基盤整備及び活動支援に努めます。

— 地域福祉活動計画（地区社協）の策定について—

■ 地域福祉活動計画（地区社協）の必要性

市民アンケートでは、「あなたにとって『地域』とは、どの範囲を思い浮かべますか」という問いに対し、町内会・自治会区を思い浮かべる割合が42%と最も高くなっています。「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目指すため、地域ごとの特性をいかした地区社協単位での活動計画の策定を行い、住民参加による小地域活動の推進が求められています。

また、地域福祉計画及び地域福祉活動推進計画とも連動した計画となるよう、連携、協働が重要です。市社協では、40地区社協での活動計画策定に向けた支援を行っています。

計画策定の事例を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
生活支援体制整備事業 【市・市社協】	高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、地域で支えあう社会の基盤づくりを進めるため「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズや資源の把握、地区社協や地区民協をはじめとする関係者間のネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング等の推進に努める。
地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の進捗管理 【市・市社協】	「地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」の一体的な推進に当たり、各施策の数値目標及び地域住民等への影響等について確認し、進捗管理を行い、その内容を松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告、ホームページ等で公表する。
地域福祉活動計画（地区社協計画）の策定支援 【市社協】	地域によって課題や問題点等が異なることから、地域の特性をいかした地区単位の活動計画策定（5年計画）及び進捗管理の各種支援を行う。
地域ケア会議の開催 【市】	医療や介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域支援ネットワークの構築につなげる。
バリアフリーマップ 【市・市社協】	高齢者や障がい者、また観光客等が安心して外出できるよう市内のバリアフリー情報の収集を行い、マップの配布及びホームページの更新・管理を行うとともに、バリアフリーの推進を図る。

地域福祉活動計画の策定状況（令和5年11月現在）

1	和気地区社協	13	三津浜地区社協	25	興居島地区社協
2	雄郡地区社協	14	粟井地区社協	26	浅海地区社協
3	八坂地区社協	15	河野地区社協	27	宮前地区社協
4	石井東地区社協	16	久枝地区社協	28	潮見地区社協
5	石井西地区社協	17	北条地区社協	29	難波地区社協
6	五明地区社協	18	中島地区社協	30	東雲地区社協
7	桑原地区社協	19	素鷲地区社協	31	道後地区社協
8	小野地区社協	20	生石地区社協	32	立岩地区社協
9	久谷地区社協	21	新玉地区社協	33	久米地区社協
10	高浜地区社協	22	正岡地区社協	34	湯築地区社協
11	清水地区社協	23	味酒地区社協		
12	味生地区社協	24	余土地区社協		

目標 3	丸ごと支援のしくみづくり
方針	(2) 安心できるつながりの促進

①地域資源のネットワークの拡充

- 地区社協をはじめ、地区民協や弁護士・司法書士などの専門職団体、地域包括支援センター等との連携・協働により地域のニーズを総合的に受け止め、迅速かつ適正に支援ができる総合的な相談支援体制を構築します。
- 福祉分野を超えた専門職や関係団体・企業等とのネットワークを広げ、地域住民の生活支援体制の充実を図ります。
- まちづくり協議会を通じ、地区社協や町内会、自主防災組織や学校など地域で活動する様々な分野の団体・組織のネットワークづくりを進めます。

②成年後見制度の利用促進

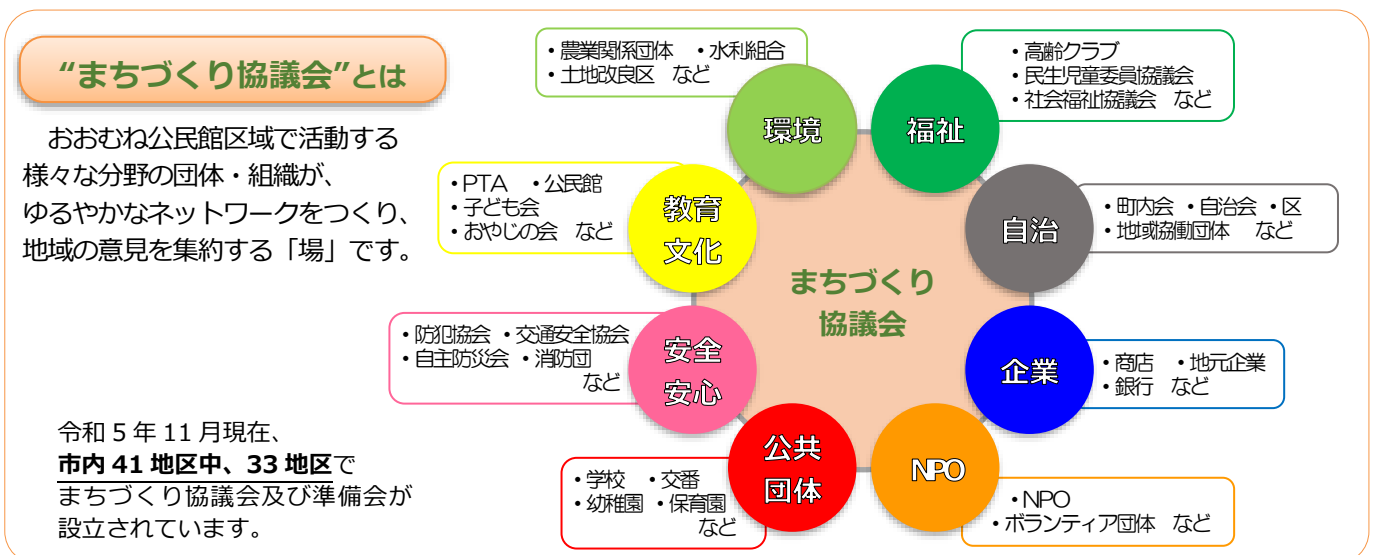
- 権利擁護に関する成年後見制度等の普及・啓発及び相談支援体制の充実を図ります。
- 判断能力が十分ではない人が地域で適切なサービスが受けられるように権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う権利擁護センターの機能を充実するとともに、地域の中核的機関の役割も担う総合窓口として権利擁護に努めます。
- 施設や在宅サービスを利用する際に契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業等を推進します。

③生活困窮者の自立に向けた生活支援の推進

- 生活支援のネットワークの構築を図るため、生活に関わる様々な分野（就労、医療、法律、住宅、インフラなど）の相談窓口や関係機関と連携を広げます。
- 生活困窮者の多様なニーズに応えるため制度外の支援メニューとの連携を強化し、食料や生活用品等の物品支援、居住支援、社会福祉法人・福祉施設との連携、協働等の拡充を図ります。

④相談支援体制の充実

- 地域包括支援センターや障がい者地域相談支援センターなど各分野の専門機関の機能の充実・強化を図ります。
- それぞれの専門機関や関係機関が分野を超えて横断的に連携を強化し、複合化・複雑化する生活課題を丸ごと受け止めて解決につなげる体制づくりを進めます。



【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
まちづくり協議会の支援 【市】	地域で活動する様々な分野の団体・組織が連携し、地域課題の解決に向けて地域の意見を集約する場となる「まちづくり協議会」の設立運営を支援する。
若草福祉まつり 【市・市社協】	総合福祉センター等を拠点とする各種団体が協働し、高齢者・障がい者やボランティアをはじめ広く市民の参加を促進し、相互のふれあい、福祉活動への理解促進、ボランティア活動の拡充を図る。
中核機関の運営(市権利擁護センター) 【市・市社協】	権利擁護の推進機関として実績を積み上げてきた「松山市権利擁護センター」を中核機関として位置付け、権利擁護の強化を図っていく。
市長申立ての実施と利用助成 【市】	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人のうち、親族の支援等が期待できない人の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対し成年後見制度の審判を申立てる。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難であると認められる場合に助成する。
生活福祉資金貸付事業 【市社協】	市役所別館に設置されている福祉・子育て相談窓口で、低所得者や障がい者及び高齢者世帯に対し、相談と貸付を組み合わせ問題解決に当たり、生計回復や自立を目指し生活意欲の助長促進を図るとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口との連携により効果的な支援に努める。
生活困窮者自立支援事業 【市・市社協】	生活困窮者の課題を分析してニーズを把握し、個々の自立支援計画を策定する。包括的に支援できるよう関係機関との連絡調整を行い、住居確保の支援やハローワークとの連携による就労支援を行う。
消費生活相談・多重債務相談の実施 【市・市社協】	日常生活での一般的な困りごとの相談や、消費生活相談員による消費に関する相談、弁護士やファイナンシャルプランナーによる多重債務相談などの専門的なものなど、関係機関と連携して解決を図っている。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度 【市】	民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進し、関係機関と連携して住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保の支援を行う。
地域包括支援センターの運営 【市】	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センターを設置し、福祉以外の分野を含む横断的な地域資源のネットワークをつくり、多様化する課題に対応する体制の充実を図る。
子ども総合相談の設置 【市】	子どもに関する総合相談窓口として、子育て、虐待、いじめ、不登校、問題行動等さまざまな相談に、福祉と教育が一体となって関係機関等と連携しながら電話・来所・訪問など個々の状況に応じて迅速かつ確かな対応を行う。
子育て世代包括支援センター（すくすく・サポート）の運営 【市】	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の拠点となる子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等が全妊婦と面接し、必要な情報提供や保健指導を行うとともに、関係部署と連携して相談体制の充実を図る。
ヤングケアラー支援事業 【市】	専用相談ダイヤル「ヤングケアラーほっとらいん」を設置するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターによる相談対応や学校訪問を行うほか、周知・啓発・研修等により認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見、適切な支援につなげる。
障がい者総合相談窓口の運営 【市・市社協】	障がいの種別にかかわらず、地域の中で安全安心に暮らせるよう専門的・総合的な相談支援を行うとともに、企業との連携や新たな雇用の拡大、民間相談支援事業所とのケース検討会による地域の相談支援体制の強化に取り組む。
障がい児相談窓口事業 【市】	令和4年4月1日に「こどもの相談室ふらっと」を開設し、専門の相談員が子どもの発達に係る相談を幅広く受け付け、必要に応じて療育の専門機関につなぐなど、関係機関と連携しながら早期支援につなげている。
松山市子どもの学習支援事業(松山こども塾「まつじゅく」) 【市】	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない小学5～6年生に対し、学習支援を行うとともに、子どもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学相談に応じる等、日常生活への支援や相談支援を行い、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。

目標 3	丸ごと支援のしくみづくり
方針	(3) 支えあうしくみづくり

①地域における見守り活動の充実

- 民生委員・児童委員、福祉関係機関や民間事業者との協働による高齢者や障がい者の見守り活動や、学校関係者、地域住民、警察関係者等による子どもの見守り活動を行います。
- 地域住民に対し見守り体制づくりの必要性や協働を直接働きかけることで、支えあう見守り体制を強化します。
- 地域住民が生活のそれぞれの場面で見守りの環境が醸成できるよう関係者の育成を図ります。

②孤独・孤立や虐待の防止などの取り組み

- 社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されるなか、自殺を個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉え、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、関係機関と連携して自殺対策に取り組みます。
- 地域と相談窓口、関係機関が適切に連携し、高齢者・障がい者の虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- 子どもの虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭には保健師や保育士等が訪問して虐待の未然防止を図るとともに、愛媛県福祉総合支援センター等の関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

③災害時の避難行動及び被災者支援への体制整備

- 「避難行動要支援者支援対策マニュアル」の適切な運用を図るため、要支援者の把握や情報の共有など、地区社協・地区民協や町内会・自主防災組織・防災士等の地域関係者が連携して取り組めるよう協力体制の構築に取り組みます。
- 「災害ボランティアセンター」が、災害の規模等に応じた迅速かつ機能的な立ち上げと被災者の生活に寄り添った支援に向けて、ボランティアスタッフの育成や活動資機材の整備を行い、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の充実を図りながら有事に備えます。
- ボランティアセンターを中心に、平成 30 年 7 月豪雨災害での経験を活かした互助精神のかん養や防災教育を進めます。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名		取り組み（事業）概要
愛の一声訪問事業 【市・市社協】		77歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、原則として週2回乳酸菌飲料を訪問配付し、安否の確認、不慮の事故防止及び社会的孤立の解消に努める。
松山市見守りネットワーク 【市・市社協】		民生委員・児童委員や地域包括支援センター等による高齢者等の見守りに加え、民間事業者から日常業務の中で察知した異変などの情報提供を受け、迅速に関係機関と連携して安否確認等を行う。
子ども食堂支援事業(子育てひろば等支援事業) 【市】		子ども食堂の活動促進を図り、子どもの居場所を確保することを目的として、一定の要件を満たす子ども食堂の運営団体に対し、運営費用の一部を助成する(年間提供食事数に応じて上限あり。)
子どもの見守り活動 【市】		P T Aや学校関係者、地域住民、警察関係者等と連携し子どもたちを見守るなど、児童生徒の安全確保に取り組む。
地域こども見守り事業 【市】		地域全体で子育てを支えるため、地域における子どもの見守りに関する事業を行う団体に対し、松山市地域子ども見守り事業補助金を交付する。
安心カードみまもり支援事業 【市社協】		高齢者や障がい者等を対象に、救急時や災害時に備えて緊急連絡先やかかりつけ病院等を記入した安心カードを作成し、プラスチック容器に入れて冷蔵庫で保管することにより、緊急時における的確かつ迅速な対応に努める。
松山市消費者見守りネットワーク 【市】		高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携し、「松山市消費者見守りネットワーク」として、被害の未然防止に取り組む。
自殺対策事業 【市】		市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、関係機関と連携しながら、ゲートキーパーの養成や自殺予防に関する啓発、正しい知識の普及などを行う。
虐待防止対策 【市】	高齢者	地域包括支援センターが高齢者虐待の相談窓口として、住民や介護サービス事業所、警察等の関係機関と連携して虐待の防止や早期発見、相談対応を行うとともに、事業所への適切な指導により未然防止に努める。
	障がい者	障がい者虐待防止センターを設置し、愛媛県運営適正化委員会(救ピット委員会)等の関係機関と連携して虐待の防止や早期発見、相談対応を行うとともに、障害福祉サービス事業者への適切な指導により未然防止に努める。
	子ども	子ども総合相談での関係機関と連携した相談対応のほか、養育支援が必要な家庭を専門職が訪問し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る。また、児童虐待の予防に向け、関係機関との連携や啓発活動を行う。
要保護児童対策事業 【市】		虐待・不登校や問題行動等の要保護児童等への継続した支援、総合的支援、予防的支援に努め、教育・福祉・医療・保健等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を図る。
DV相談 【市】		福祉・子育て相談窓口で、DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んでいる女性や、保護を必要としている女性、その他女性の様々な悩みについて相談に応じ、関係機関の紹介や必要な助言・支援等を行う。
更生保護事業(再犯防止推進計画) 【市】		犯罪や非行をした人等が、地域社会で孤立することなく社会復帰し、再び罪を犯すことなく、みんなが支えあい安全で安心して暮らせる社会を実現するため、関係団体と連携し出所者等の就労と住居の確保等に取り組む。
「災害ボランティア活動支援マニュアル」の整備 【市・市社協】		大規模な災害を想定し、ボランティアによる被災者の生活復旧支援活動の内容を中心に、各関係団体・機関の連携方法や活動を支援するため必要な手段や情報を効率的に整理・活用できる災害マニュアルの整備を行う。
避難行動要支援者の支援 【市】		独居高齢者や障がい者など災害時の避難に支援を要する方の個別避難計画を作成し、災害発生時には迅速に情報伝達や安否確認等を行う。

3. 現状と今後の取り組み

目標 4	福祉サービスの向上と適切な利用の促進
-------------	---------------------------

現状と課題

複合的な生活課題を有する世帯の増加や福祉サービスの見直しなどの制度改正が行われる中、支援を必要とする個人や世帯が適切な福祉サービスとつながり、安心して利用できる環境が求められています。そのためには福祉事業者と利用者が適切な福祉サービスの提供と利用に努め、お互いに理解を深めながら質の高いサービスを展開していく必要があります。

市民アンケートでは、「生活の中で困ったことが生じた際、必要な情報を適切に得られていますか」という問いに対し、2割程度が「十分できている・できている」、5割以上が「ある程度できている」との回答でした。一方で「あまりできていない・できていない」との回答が2割程度ありました。

また、地域福祉に関する事業者アンケート調査では、「地域の抱えている課題や住民のニーズを把握していますか」という問いに対し、2～5割程度が把握できていると回答する一方で、地域とのつながりを築いていく際に課題や問題となることについては、「人手が足りず時間が取れない」といった自由記述が多くありました。

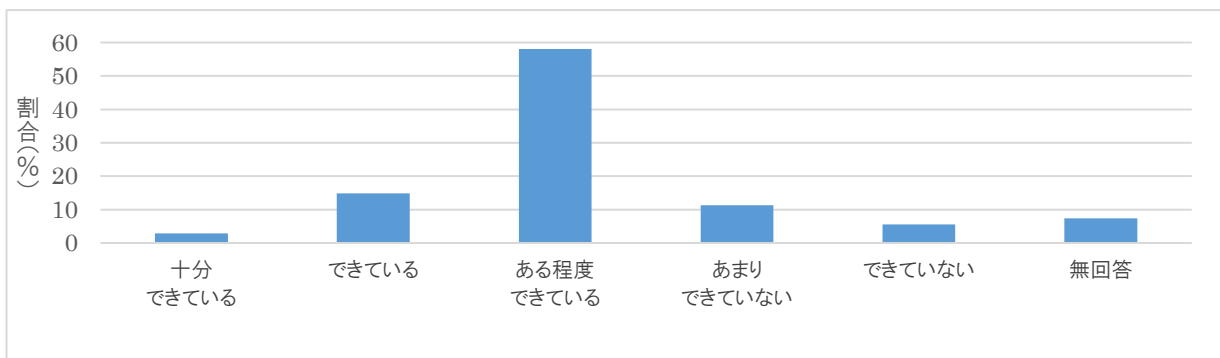
介護サービスや障害福祉サービスなどを提供する福祉事業者が、利用者の自立と地域の主体性を尊重しながら積極的にアプローチし、支援することで福祉サービスの向上と適切な利用が促進されるような環境の整備が喫緊の課題となっています。

《 地域でのワークショップ等で出された主な現状と課題 》

- ・福祉サービスが適正に提供されているか事業者のチェック機能がある
- ・サービスの評価制度が普及していない
- ・福祉サービスを受ける際の手続きがわからない
- ・どんなサービスがあるのかよくわからない

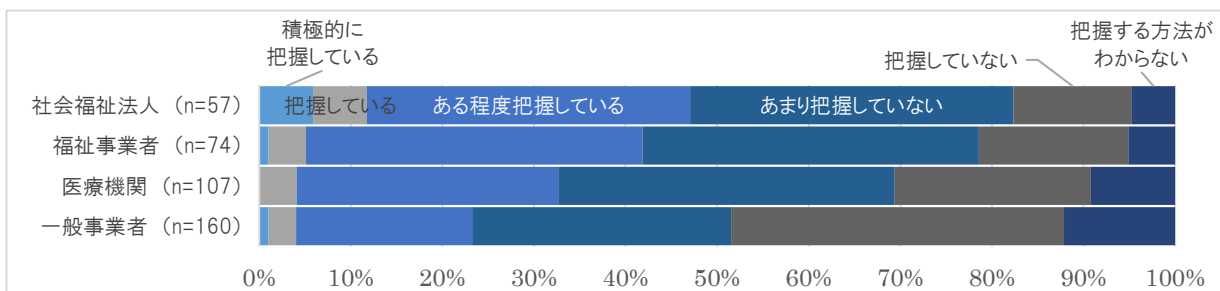
《 地域福祉に関する市民アンケート調査結果 》

☆あなたは、生活の中で困ったことが生じた際、必要な情報を適切に得られていますか？



《 地域福祉に関する事業者アンケート調査結果 》

☆地域の抱えている課題や住民のニーズを把握していますか？



(1) 福祉サービスの質の向上

福祉事業者に対し、従事者の確保や技能向上の支援を行うとともに、適正な運営を図るため、指導監査・実地指導の実施や、第三者評価制度の導入を推進します。

福祉従事者がキャリアアップするためのしくみづくりや新たに福祉サービス事業に従事する方を対象に、必要とされる資格取得につながる研修事業の充実を図るとともに、福祉施設等の指導監査・実地指導を行うほか、専門機関や地域住民とのつながりづくりを支援し、第三者評価制度を普及させサービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉サービスの適切な利用促進

誰もが必要なときに適切な福祉サービスの利用ができるよう、相談支援機能の充実を図るとともに、福祉サービスに関する情報発信のしくみづくりに取り組みます。

近年、複雑・多様化する個人や世帯が抱える福祉課題に対し適切な相談支援ができるように専門職一人ひとりの質の向上と関係機関の連携強化を図ります。また、住民に分かりやすく届きやすい福祉サービス情報となるように収集・編集・発信のしくみづくりに努めます。

(3) 多様な状況に対応した福祉サービスの推進

新たな情報技術などを活用し、新興・再興感染症の流行や災害時などの多様な状況下でも安定かつ継続的に対応できる福祉サービスの提供体制の構築に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会生活が著しく制限されたことを受け、多様な社会情勢でも対応可能な福祉サービスの推進は社会全体で取り組む喫緊の課題と言えます。関係機関をはじめ、福祉以外の専門団体とも連携を図りつつ、SNS等を活用したオンラインサービスや、介護DXなどの新たな情報技術を活用した福祉サービスの提供体制の構築に努めます。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目 標 4	福祉サービスの向上と適切な利用の促進
方 針	(1) 福祉サービスの質の向上

①施設等における外部評価の普及

- 福祉事業者に対する福祉サービス第三者評価の普及促進と同時にサービス利用者に対する周知啓発に努めます。
- 地域密着型サービス事業所等で開催される運営推進会議等への参画を積極的に行います。
- 介護相談員や施設ボランティア等、介護サービスの現場への地域住民の参画を推進し、施設等の福祉事業者とのつながりづくりを支援します。

②福祉事業者への適切な助言・指導

- 社会福祉施設や福祉事業者等が適正な運営を確保できるよう、定期的な指導監査や実地指導、集団指導等を実施し、適切な助言・指導を行います。

③福祉従事者の養成

- 市や市社協が行う福祉従事者を対象とした研修の内容の充実を図るとともに、愛媛県や愛媛県社協等の関係機関が実施する研修等への受講に向けた周知啓発を行います。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
第三者評価制度の普及 【市】	福祉事業者に対して福祉サービス第三者評価の普及促進を行い、事業者自らが客観的・専門的な評価により現状や課題を把握し改善を図ることで、更なる福祉サービスの質の向上につなげる。
指導監査・実地指導等の実施 【市】	社会福祉施設や福祉事業者等に対し、指導監査や実地指導、集団指導等により適切な指導・助言を行い、適正な運営の確保やサービスの質の向上を図る。
介護サービス相談員派遣事業 【市・市社協】	介護相談員（ボランティア）が介護保険施設等を訪問し、利用者に対してサービスに関する要望や改善点などの情報収集を行い、サービス提供事業者や行政に報告し、課題解決に向けた橋渡しを行う。
地域ケア会議推進事業 【市・市社協】	ケアプラン検討会を開催し、ケアプランを検証することにより介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を図るとともに、居宅サービス計画の質的向上を図る。
介護サービス事業者調査事業 【市・市社協】	介護サービス事業者を対象に定期的な訪問や情報収集を行い、事業所が抱える悩みや課題、職員の処遇等のニーズを把握するとともに、集団研修やテーマ別の出前講座を開催する。
障がい者虐待防止研修 【市・市社協】	介護従事者等を対象とした研修会を開催し、虐待防止・予防について理解を深めるとともに、社会全体でその防止に取り組む方法等について考え、障がい者の虐待防止と権利擁護の推進を図る。

目 標 4	福祉サービスの向上と適切な利用の促進
方 針	(2) 福祉サービスの適切な利用促進

①相談支援機能の充実

- 高齢者や障がい者、生活困窮者などの各相談窓口で、関係機関と連携し適切な支援・情報提供を行うとともに、専門職の配置及び資質向上に努めます。
- 複合する生活課題を抱える住民や世帯への支援について、市及び市社協内部での連携を強化し迅速かつ円滑な対応に努めます。

②福祉サービスの情報提供のしくみづくり

- 制度やサービスについて住民に理解してもらえるよう、分かりやすいパンフレット等の作成やウェブサイトでの情報発信を行います。
- 福祉サービスの成り立ちや最新の動向について、事業者や地域住民の共通理解を促進するために出前講座等を実施し周知を行います。

③地域住民と福祉事業者や企業との連携

- 福祉や医療関係をはじめとする職能団体等と連携し、地域住民、福祉事業者、企業等が福祉や医療の情報を学び理解を深めることができる機会を提供します。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名	取り組み（事業）概要
福祉・子育て相談窓口 【市・市社協】	障がい者総合相談や自立相談支援など各相談窓口の機能の充実や職員の資質向上に努めるとともに、市役所別館 1 階に相談窓口を集約し、総合的な相談支援を行うことで、住民ニーズへの柔軟な対応や利便性の向上を図る。
意思疎通支援事業 【市・市社協】	聴覚障がい者等の社会生活における意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するため、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又はこれらの者と同等と認められる者を派遣する。
法人成年後見事業 【市社協】	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力の不十分な方に、法人後見人として身上監護や財産管理を行うとともに、司法分野の関係者等との連携を図り権利擁護を勧める。
福祉サービス利用援助事業 【市社協】	自分の判断に不安を感じている認知症、知的障がい、精神障がい等の方が、福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等の必要な支援を行うなど権利擁護をすすめる。
生活福祉資金貸付事業 【市社協】	低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金貸付及び民生委員や関係機関と連携して必要な援助指導を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る。
出前講座・まちかど講座の実施 【市】	地域などに出向いて、介護保険制度や障害福祉サービス、子ども・子育て支援新制度などに関する講座を開催し、福祉サービス等の理解促進を図る。
地域の子育て家庭に対する食育事業 【市】	「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センターや地域等の関係機関が連携し、子育て家庭等を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施する。
子育て支援施策の周知 【市】	企業や団体に対し、子育て施策や各種相談窓口について周知する。また、事例や利用者の声などを掲載し、利用しやすい情報発信に努める。
パンフレット・インターネットでの情報発信 【市】	介護保険制度パンフレットや障がい者福祉のしおり、子育て応援ブックなどの作成・配布や、ウェブサイトなどにより適切な情報発信を行う。
要介護認定訪問調査事業 障害支援区分認定調査事業 【市・市社協】	要介護認定又は障害支援区分の認定申請者に対し、中立公平な機関である市社協の介護支援専門員が訪問し、身体状況や置かれている環境等についての調査を行うとともに、医師の意見書等の送付回収を行う。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

目 標 4	福祉サービスの向上と適切な利用の促進
方 針	(3) 多様な状況に対応した福祉サービスの推進

①安定かつ継続性のあるサービスの提供体制の構築

- 社会福祉法人や福祉事業所の指導監査や実施指導を行い、業務継続計画（BCP）の作成を促すなど、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービス等が安定かつ継続的に提供できる体制を構築します。

②新しい技術の活用

- コロナ禍の交流手段としてオンラインサービスが活用された経験をいかし、関係機関をはじめ、福祉以外の専門団体とも連携を図りつつ、インターネット・スマートフォン・SNS等、新たな情報ツールを活用し、今後の新興・再興感染症の発生や災害時といった多様な状況下においても安定した福祉サービスを提供します。
- インターネットを利用できる環境が増えるとともに、スマートフォンが普及してきたことから、「オンラインサロン」やアプリを活用した事業など新しい技術を活用したサービスへと発展しつつ、オンラインを利用できない人への配慮やオンラインを利用するための「スマホ教室」等の機会を提供していきます。

【地域での取り組み事例】

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

【松山市・松山市社会福祉協議会の主な取り組み】

取り組み（事業）名		取り組み（事業）概要
指導監査・実地指導等の実施 【市】		感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービス等が安定かつ継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画（BCP）を作成するよう、社会福祉法人や福祉事業所の指導監査や実地指導を行う。
「ふれあい・いきいきサロン」の運営支援 【市・市社協】		デジタル化の促進を図るため、ふれあい・いきいきサロンの参加者等を対象に SNS を利用した情報提供を行うほか、オンライン型のサロンやタブレット教室などを実施する。
「オンライン農園サロン」の実施 【市社協】		デジタル化の促進を図るため、SNS を活用したオンライン型のコミュニティの1つとして「オンライン農園サロン」を「地域交流サロン」で実施し、対面以外の新たな地域交流を推進する。
高齢者いきいきチャレンジ事業 【市】		高齢者を対象に、市等が主催する対象事業に参加してスタンプを貯めると道後温泉別館飛鳥乃湯泉の入浴券と引き換えることができたり、令和5年7月から導入した健康アプリを使って、歩いたり、脳トレしたりしながらポイントを貯めることができるなど、無理なく、楽しみながら健康管理を習慣にし、健康寿命の延伸につなげる。
老人福祉センター 教養講座 【市・市社協】	スマホ教室	高齢者を対象に、スマートフォンの操作方法等を学ぶ講座を開催する。
	初めてのパソコン教室	高齢者を対象に、パソコンの操作方法等を学ぶ講座を開催する。
こども・子育て・DV らいん相談 @まつやま 【市】		0 歳から 18 歳までの子どもに関すること、妊娠出産に関する悩み、ひとり親に関すること、DV に関する悩みなどを、LINE で相談受付する。

具体的な取り組みや活動事例等を掲載予定

4. 成果指標の設定

本計画を適切に進行管理・評価するため、第6次松山市総合計画に対する市民意識調査、地域福祉に関するアンケート調査項目や重点取り組み項目等をもとに、成果指標を設定します。

これらの指標の達成度と合わせ、地域住民等の意見、松山市総合計画や個別計画の達成状況等を勘案し、総合的に評価を行います。

<全体> 地域福祉の促進

地域福祉促進の重要性の認識向上や満足度を測定する指標を設定します。

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)	備考
「地域福祉の促進」の施策が重要又はやや重要と考えている人の割合	39.5% (令和3年度)	50%以上	市民意識調査
「地域福祉の促進」の施策に満足又はやや満足している人の割合	5.5%	10%以上	市民意識調査
「地域共生社会」という言葉を知っている人の割合	35.6%	70%以上	地域福祉に関する 市民アンケート

目標1 支えあいの心を育む

住民の支えあいの意識の向上やボランティア等の活動者の増加を測定する指標を設定します。

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)	備考
自分の住んでいる地域に愛着がある人の割合	76.2%	80%以上	地域福祉に関する 市民アンケート
困ったときに近隣住民と助けあう又は相談する人の割合	16.8%	30%以上	地域福祉に関する 市民アンケート
ボランティア活動や住民の支えあい活動に興味・関心がある人の割合	49.9%	60%以上	地域福祉に関する 市民アンケート
松山市ボランティアセンター登録数	454 団体 2,950 人	550 団体 3,500 人	重点取り組み
福祉体験学習 実施件数・参加者数	93 件 8,169 人	150 件 11,000 人	重点取り組み

目標2 みんながつながり参加できる環境づくり

地域で行う様々な活動の機会の創出・充実や地域活動等への参加者の増加を測定する指標を設定します。

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)	備考
地域行事に参加している人の割合	45.2%	55%以上	地域福祉に関する 市民アンケート
ボランティア活動や住民の支えあい活動を行っている人の割合	34.8%	50%以上	地域福祉に関する 市民アンケート

地域福祉サービス事業 協力会員・延派遣回数	2,021 人 5,927 回	2,500 人 10,000 回	重点取り組み
子育て応援プロジェクト等 延べ参加者数 (子ども服交換会・キッズシネマ上映会・ おもちゃ図書館みつきち等)	101 人 (令和 3 年度)	600 人	重点取り組み

目標 3 丸ごと支援のしくみづくり

地域と関わる多様な主体の参加促進や連携体制の状況、複雑化する生活課題を包括的に解決していく体制の状況を測定する指標を設定します。

指標	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)	備考
地域課題や住民ニーズを把握している事業者の割合	社会福祉法人 56.1% 福祉事業者 41.9% 医療機関 31.8% その他事業者 22.8%	社会福祉法人 70%以上 福祉事業者 60%以上 医療機関 50%以上 その他事業者 40%以上	地域福祉に関する 事業者アンケート
地域課題や住民ニーズを把握する場 に参加している事業者の割合	社会福祉法人 31.6% 福祉事業者 24.3% 医療機関 22.4% その他事業者 13.2%	社会福祉法人 70%以上 福祉事業者 60%以上 医療機関 40%以上 その他事業者 30%以上	地域福祉に関する 事業者アンケート
生活支援体制整備事業 協議体の定期開催回数	第 1 層 1 回 第 2 層 A 9 回 第 2 層 B 80 回	第 1 層 1 回 第 2 層 A 9 回 第 2 層 B 80 回	重点取り組み
権利擁護センター相談支援件数	371 件	420 件	重点取り組み
地域福祉活動計画の策定数 (地区社協の計画)	34 地区 (令和 5 年 11 月時点)	40 地区	

目標 4 福祉サービスの向上と適切な利用の促進

福祉サービスの質を向上していくための研修等の実施状況や適切な情報の入手状況を測定する指標を設定します。

指標	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)	備考
従業員に福祉に関する体験や学習を行っている事業者の割合	社会福祉法人 61.4% 福祉事業者 59.5%	社会福祉法人 90%以上 福祉事業者 90%以上	地域福祉に関する 事業者アンケート
生活の中で困ったことがあった際に 必要な情報を得られている人の割合	75.8%	80%以上	地域福祉に関する 市民アンケート
福祉・子育て相談窓口 延利用者数	22,825 人	25,000 人	重点取り組み
全て又は一部の介護保険サービスに 満足している人の割合	94.1%	97%以上	要支援・要介護 認定者意識調査

第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画

発行日 令和6年 月

発行 松山市

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

編集 松山市保健福祉部保健福祉政策課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6823 / FAX 089-934-1832

E-mail hokenseisaku@city.matsuyama.ehime.jp

松山市社会福祉協議会地域福祉部地域支援課

〒790-0808

愛媛県松山市若草町8番地2

TEL 089-941-3828 / FAX 089-941-4408

E-mail chiiki@matsuyama-wel.jp

みんなの **心**だんの **く**らしを **し**あわせに するために！
～あなたの人を思いやる気持ちや行動が、みんなの暮らしを変えていきます～



障がいのある方が施設を利用しやすいような配慮



言葉はあなたと相手をつなげる架け橋



福祉活動やボランティア活動を
応援するための募金



地域の道路や公園を掃除したり、
職場周辺のごみ拾いに参加する



こどもの登下校の見守り



地域の運動会に参加すること